

IFRS Project Insights 保険契約

国際会計基準審議会(「IASB」)は、認識、測定、表示および開示の要求を扱う包括的な基準を開発することを目的として、保険契約に関する会計処理の包括的なプロジェクトに取り組んでいる。

IASBは、2007年5月にディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表した。2010年8月には、公開草案ED/2010/8「保険契約」(「2010年ED」)を公表した。

2013年6月20日に、IASBは、2010年EDに対する保険業界および他の利害関係者からの懸念を受けて行った保険会計への提案の変更を含む、改訂公開草案ED/2013/7「保険契約」(「2013年ED」)を公表した。IASBは、2010年ED以降に大幅な変更が行われた5つの限定された領域に関してのみコメントを求めるとを決定した。それらの領域は以下のものである。

- i. 将来のカバーおよび/またはサービスに係るキャッシュ・フローの変動を反映するための、契約上のサービス・マージン(「CSM」)のアンロック
- ii. 金利費用の、純損益とその他の包括利益(「OCI」)への分割(「OCIによる解決策」)
- iii. 保険契約収益および費用の表示
- iv. 契約において基礎となる項目との連動を定める契約から生じるキャッシュ・フローの測定および表示(「ミラーリング・アプローチ」)
- v. 本基準の最初の適用に関する、すべての新たな要求事項の修正遡及適用を伴う経過措置

2013年EDに関するコメント期間は、2013年10月25日に締め切られた。

IASBはまた、2013年6月から12月にかけて、国際的なフィールドワークや議論、アウトリーチ活動を行った。

2016年2月、IASBは、必要なデュー・プロセスのステップのすべてを実施したと結論付け、スタッフが書面投票プロセスを開始することを許可した。その後、IASBは文案の文言の解釈を分析するために多くの財務諸表作成者に対してフィールド・テストのための質問状を送付した。IASBは文案作成プロセスにおいて提起された論点を検討しており、2017年5月に文案作成を終え、新たな基準を公表することを見込んでいる。

コンバージェンス

2008年10月、IASBおよび財務会計基準審議会(「FASB」)は、保険契約に関するプロジェクトに共同で取り組むことに合意し、2008年以降2013年6月20日にIASBが2013年EDを、また、FASBが会計基準更新書(「ASU」)の公開草案を公表するまで、複数回にわたり共同会議を開催した。

2014年1月には、財務諸表利用者から寄せられたフィードバックとアウトリーチ活動の内容に関するスタッフの要約について検討するため、IASBとFASBの合同会議が開催された。議論では、IASBおよびFASBのそれぞれの提案についての回答者が懸念する重要な領域が明らかにされた。当会議では決定は要求されなかった。

この合同会議の後、FASBは2014年2月19日に単独で再審議のための会議を開催し、そこで保険契約プロジェクトに関して新たな方針をとることを決定した。FASBの新たな方向性とは、保険会社に影響のある現行の米国会計基準書を実質的に維持するとともに、特定項目の修正にのみ焦点を絞り、当該修正を盛り込んだASUを公表することである。

2017年2月22日開催の会議における暫定決定事項

審議会は2017年2月22日に会合し、IFRS第17号「保険契約」の文案についての最近の外部レビューによる発見事項について議論し、IFRS第17号の最終版公表前の最後の整理論点について採決を行った。

CSMの変動

IASBは次のことを暫定決定した。

- (a) 一般モデルで測定される契約について — 非金融リスクから生じる将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りのすべての変動は、契約上のサービス・マージン(CSM)に対する修正とされる。
- (b) 変動手数料アプローチで測定される契約について — 将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りの変動のうち、基礎となる項目に関連せず、非金融リスクから生じるものは、CSMに対する修正とされる。
- (c) CSMに対する修正とされる見積りの変動には、実績調整によって直接に生じた変動が含まれる。これには2つの例外がある。(i)当該変動が発生保険金に関するものである場合、および(ii)見積りの増加がCSMの帳簿価額を上回るか、または減少が損失要素に配分される場合である。
- (d) 実績調整の定義を改訂して、投資要素を除外する。

- (e) 当該期間の期首現在のCSMの帳簿価額は、企業が各期の純損益に認識するCSMの金額を算定する前に、保険契約のグループに関連する要求されるすべての変更により修正される。

価格設定が規制の影響を受ける保険契約についてのグルーピングの狭い範囲の適用免除

審議会は、ポートフォリオを契約のグループ(当初に不利であるグループ、不利となる可能性が著しく高くないグループ、およびその他の契約)に分割するという要求を、次の場合に、かつ、次の場合にのみ免除することを暫定的に決定した。その場合とは、法律または規制があるために企業が価格または給付水準を保険契約者の特性に応じて設定する能力に対して特定の制限が課されることにより、この要求を適用すると企業があるポートフォリオの中の契約をこのようなグループに分割する結果となる場合である。これに該当する場合には、企業はそれらの契約を同一のグループに含めることができ、その旨を開示すべきである。この免除規定は、規制の影響を受ける他の取引に類推によって拡張すべきではない。

外部レビューへの対応

12名のIASBメンバー全員が、残りの整理論点に関する提案に賛成した。IASBメンバーは、将来の会議で検討すべき他のトピックを提起しなかった。

保険契約について議論する最後の会議

IASB議長のハンス・フーガーホースト氏は、2017年2月22日に開催された会議の保険契約に関するIASBのセッションの冒頭の挨拶で、当該セッションが、IFRS第17号公表前に新保険契約基準に関する決定を議論および承認するためにIASBが開催する最後の公開会議となることを強調した。

CSMの変動

実績調整および見積将来キャッシュ・フローの影響

IASBは次のことを暫定決定した。

- (a) 一般モデルで測定される契約について — 非金融リスクから生じる将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りのすべての変動は、CSMに対する修正とされる。
- (b) 変動手数料アプローチで測定される契約について — 将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りの変動のうち、基礎となる項目に関連せず、非金融リスクから生じるものは、CSMに対する修正とされる。

- (c) CSMに対する修正とされる見積りの変動には、実績調整によって直接に生じた変動が含まれる。これには2つの例外がある。(i)当該変動が発生保険金に関するものである場合、および(ii)見積りの増加がCSMの帳簿価額を上回るか、または減少が損失要素に配分される場合である。
- (d) 実績調整の定義を改訂して、投資要素を除外する。

IASBの目的は、実績調整の影響による利得または損失を当期に認識し、予想保険金が発生する翌期以降に将来キャッシュ・フローの見積りの戻入れの影響を認識することを回避することである。2016年11月開催の会議における決定は、実績調整と関連性を有するすべての将来キャッシュ・フローの現在価値の変動との合計額を純損益で会計処理するというものであった。

しかしながら、IASBは実績調整と将来の予想キャッシュ・フローの変動との間に相殺すべき相関のない保険契約が多く存在することを確認した。さらに、IASBは、当該要求事項により実務上過大な複雑性が生じるというコメントを受領し、このようなコメントは事実上正しいと結論付けた。

よってIASBは、2016年11月の決定を覆し、一般モデルで測定されるすべての契約に関して、非金融リスクから生じる将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りのすべての変動は、CSMに対する修正とすることが適切であると考えた。変動手数料アプローチで測定される契約に関しては、基礎となる項目に関連せず、非金融リスクから生じる将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りのすべての変動は、CSMに対する修正とされる。要約すると、CSMを修正する見積りの変動には、実績調整によって直接生じた変動が含まれるが、2つのみ例外がある。(i) 当該変動が発生保険金に関するものである場合、および(ii) 見積りの増加がCSMの帳簿価額を上回るか、または減少が損失要素に配分される場合である。

実績調整の現在の定義は、「予想」発生保険金と「実際」発生保険金および費用との差額と等しい金額である。この定義では、投資要素が除外されていない。IASBは、投資要素の払戻しの遅延、または繰上げは、関連する期間の利得または損失となり、将来の期間においてCSMの解放を通じて自動的に相殺されると結論付けた。したがって、投資要素の変動は、実績調整とみなすべきでなく、投資要素は実績調整の定義から除外されるべきである。

各期に提供されたサービスを反映するために純損益に認識されるCSMの金額

IASBは、当該期間の期首現在のCSMの帳簿価額は、企業が各期の純損益に認識するCSMの金額を算定する前に、保険契約のグループに関連する要求されるすべての変更により修正されることを暫定的に決定した。

IASBは、将来の期間にのみ生じると予想される将来キャッシュ・フローの見積りの変動が、当期の純損益に認識されるCSMの金額に影響を及ぼすことに留意した。しかしながら、変動が生じた時期を識別することは困難で、保険サービスに係る収益を継続的に再測定することとなり、保険サービスに係る収益の金額がより正確となる便益を上回るコストを生じさせられると思われる。IASBは、これらの要求事項を簡素化し、保険契約のグループについて各期の純損益に認識するCSMの金額は、当該期間の期首現在のCSMの帳簿価額に対しての他のすべての修正を行った後のCSMの帳簿価額を配分することによって決定されることを暫定的に決定した。

価格設定が規制の影響を受ける保険契約についてのグルーピングの狭い範囲の適用免除

現在の決定では、規制により価格設定または保険契約者に対する給付金に制限が課される場合、集約のレベルに関する要求事項は免除されない。しかしながら、IASBは、価格設定が規制の影響を受ける契約のグルーピングに関する従前の暫定決定を暫定的に見直した。IASBは次のことを暫定的に決定した。

- (a) ポートフォリオを契約のグループ(当初に不利であるグループ、不利となる可能性が著しく高くはないグループ、およびその他の契約)に分割するという要求を、次の場合に、かつ、次の場合にのみ免除する。その場合とは、法律または規制があるために企業が価格または給付水準を保険契約者の特性に応じて設定する能力に対して特定の制限が課されることにより、この要求事項を適用すると企業があるポートフォリオの中の契約をこのようなグループに分割する結果となる場合である。
- (b) これに該当する場合には、企業はそれらの契約を同一のグループに含めることができ、その旨を開示すべきである。
- (c) この免除規定は、規制の影響を受ける他の取引に類推によって拡張すべきではない。

外部レビューへの対応

IASBメンバーおよび外部レビュアーにより29の論点が提起されたことにより、2017年2月の会議の前に回覧されたIFRS第17号の文案に対する14か所の変更、および当該文案のうち15か所について明確化を行うことがIASBにより承認される結果となった。IASBは、2016年後半にIFRS第17号の文案の外部レビューにおいて提起された追加の9つの項目について、さらなる対応は行わないことを決定した。

2016年11月16日開催の会議における 暫定決定事項

IASBは、外部テストの結果および外部テストにより得られたフィードバック、ならびに、文案作成の間に生じた論点について議論した。

IASBは集約のレベルに関する従前の暫定決定を見直し、ポートフォリオの定義を残す一方、グループの定義を精緻化した。グループは、最大12ヶ月分の発行契約から構成されるポートフォリオの一部であると定義され、当初認識時に不利となる可能性が低いか、収益性があるが将来不利となる可能性がある、または当初認識時に不利な契約のいずれかとなる。

IASBは、一般測定モデルおよび変動手数料アプローチの両方において、実績調整を報告するという従前の暫定決定を暫定的に見直した。

一般測定モデルでは、実績調整が将来履行キャッシュ・フローの現在価値の見積りに直接変更を生じさせる場合には、実績調整と当該実績調整の結果生じる将来履行キャッシュ・フローの見積りの変更とを合計した影響額を純損益に認識すべきである。

変動手数料アプローチでは、基礎となる項目に影響を与えない非財務リスクから生じる実績調整と、当該実績調整の結果生じる将来履行キャッシュ・フローの見積りの変更を純損益に認識すべきである。

完全遡及適用が実務上不可能な場合、IASBは従前の決定を暫定的に見直し、企業が修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチのいずれかを選択することを認めた。変動手数料アプローチに関しては、特定の修正が認められる。

IASBは、暫定的に21の整理論点を承認した。中でも特筆すべき論点は、変動手数料アプローチの範囲に焦点を当てた論点12から14（契約期間の意味、リターン「大幅な」変動の意味、契約の存続期間にわたり評価するのか、または、報告期間のみにわたり評価するのか、および、範囲を決定するために通常公正価値で測定されていない基礎となる項目を公正価値で測定する必要があるか）である。

IASBは、IFRS第17号が2017年上半期に公表された場合、IFRS第17号を2021年1月1日以後に開始する事業年度に強制適用することを暫定決定した。企業がIFRS第9号およびIFRS第15号も同時に適用するのであれば、早期適用が認められる。

外部テストの方法論および結果

外部テストの方法論

IASBは、外部テストに関して、参加者の選定方法の概要、および、質問状で使用した質問の提示を受けた。

質問は次の項目に関連している。

- 集約のレベル
- 変動手数料アプローチの範囲
- 財務市場リスクを軽減するために用いるデリバティブ
- その他の包括利益(OCI)の保険金融収益または費用の金額の決定
- 見積りの変更の認識
- 経過措置

IFRS第17号の投票前の最初の文案が選ばれた個人に送付され、彼らはそれぞれ個人の立場で回答した。

外部テストの結果

IASBは、外部テストの結果をレビューした。当該結果はペーパーに対して有用な情報を提供するものであった。受領したフィードバックは主に、集約のレベルの粒度や、経過措置の修正の実用性、およびその他の質問（整理論点）に関するものであった。これらのフィードバックは、暫定決定のために提示されたペーパーに有用な情報を提供するものであった。

集約のレベル

IASBは従前の集約のレベルに関する暫定決定を暫定的に見直した。IASBは、次のことを暫定決定した。

- a. ポートフォリオの定義を、類似したリスクに晒され単一のプールとして一緒に管理される契約のグループであるものとして残す。リスクの類似性についてIASBは、各商品ラインの中の契約は類似するとみなされ、異なる商品ラインからの契約が類似するとは見込まれないというガイダンスを示す予定である。
- b. 不利な契約を開始時に識別し、不利でない契約とは区分してグループ分けすることを要求する。
- c. 少なくとも、不利でない契約を、不利になる可能性の低い契約およびその他の不利でない契約のグループに含めることを要求する。
- d. 発行時期の相違が12か月を超える契約を同じグループとすることを禁止する。
- e. CSMを時の経過、および、グループの中の契約の予想されるデュレーションおよび規模を反映した、「カバー単位」に基づき配分することを要求する。

開始時に不利でない保険契約が後に不利となる可能性を判断する際、企業は次のことを行うこととなる。

1. 契約が不利になるリスクを、見積りの変更に関する内部で報告された情報と総合的な方法で評価する。
2. 契約が不利になる重大なリスクを、関連する要因の変更に対する履行キャッシュ・フローの変動の感応度分析に基づいて評価する。
3. 企業は契約が不利となるリスクをより細かな粒度でモニターしている場合、ポートフォリオをより多くのグループに分割することを選択できる。

1年の群団および相互扶助

IASBIは、相互扶助の関係にある契約(mutualised contracts)に関連して、発行時期の相違が1年を超える契約をグループ化することを禁止する暫定決定を修正しなかった。しかし、相互関係にある契約のキャッシュ・フローは、相互扶助を反映することが要求され、これにより、ポートフォリオまたはグループレベルで相互扶助の反映を行った場合と同じ結果となる。相互扶助に関する調整を行った後のポートフォリオの履行キャッシュ・フローの変動は、当該グループのCSMに対する相互扶助の影響を反映する方法で、グループの各年度のCSM残高に配分される。

実績調整

IASBIは、実績調整の報告に係る従前の暫定決定を暫定的に見直した。

一般モデル契約

実績調整が将来履行キャッシュ・フローの現在価値の見積りの変更を直接に生じさせる場合には、実績調整と実績調整の結果生じる将来履行キャッシュ・フローの見積りの変更とを合計した影響額を、純損益に認識すべきである。追加の指針によって、実績調整が、契約グループの将来の権利および義務(カバー単位の数)を変更する場合に「のみ」、将来履行キャッシュ・フローの現在価値の変更を「直接に生じさせる」ことが、明確化されるであろう。既存の権利および義務のみの測定の変更は、実績調整によって直接に生じるものではない。

企業はトレンドを把握するために過去実績を検討し、死亡率、罹病率、生存率および継続率のような基礎率を変更する場合がある。そのような仮定の変更は実績調整により生じるものとはみなされない。

変動手数料アプローチ契約

基礎となる項目に影響を与えない非財務リスクから生じる実績調整(すなわち、保険契約者と共有されない実績調整)は、CSMではなく、純損益に認識すべきである。さらに、そのような実績調整によって直接に生じる将来履行キャッシュ・フローの現在価値の見積りの変更も純損益に認識すべきである。

経過措置

IASBIは、暫定的に従前の決定を見直し、新基準書の完全な遡及適用が実務上不可能である場合、修正に係るさらなる選択肢を認めることを決定した。

完全な遡及適用に対する修正の選択肢

IASBIは、新基準書の経過措置に関して、次のことを暫定決定した。

1. IFRS 第17号を保険契約のグループに完全な遡及適用を求め。ただし、実務上不可能である場合は除く。
2. グループを識別できない保険契約および完全遡及適用が実務上不可能な保険契約について、修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチを「選択」することを認める。修正遡及アプローチが実務上不可能である場合、企業は公正価値アプローチを適用しなければならない。
3. 修正遡及アプローチの目的は、合理的で裏付け可能な情報を用いて可能な限り完全遡及適用に近似することである旨を記述する。
4. 特定された修正の使用を認めるが、新基準書は最小限の使用のみ認めている旨を記述する。アジェンダ・ペーパーの付録Bに、認められる修正のリストが記載されている。
5. 修正遡及アプローチでは、企業は完全遡及アプローチで使用されたであろう過大なコストまたは労力を掛けずに利用可能な情報を最大限に使用しなければならない。

変動手数料アプローチに係る経過措置の修正

IASBIは、企業が表示する最も古い期間の期首に決定した変動手数料アプローチに対して認められる修正を用いることができることを暫定決定した。

認められる修正では、(適用開始時ではなく)表示する最も古い期間の期首時点のCSMが以下と同額となる。

示す最も古い期間の期首における基礎となる項目の公正価値の合計

マイナス

開始日と表示する最も古い期間の期首と間にすでに生じたキャッシュ・フローについて調整した、表示する最も古い期間の期首時点の履行キャッシュ・フロー

マイナス

表示する最も古い期間の期首より前に提供されたサービスに係るCSMの金額
(カバー単位の合計と残存カバー単位を比較する)

移行時の公正価値アプローチ

公正価値アプローチを適用する際、企業は契約開始時または表示する最も古い期間の期首のいずれかの時点で、以下を評価することが認められる。

1. 契約が変動手数料アプローチに適格なのかどうか
2. 契約をどのようにグルーピングするか
3. 一般モデルの対象となる契約に係る見積キャッシュ・フローに裁量権が与える影響をどのように決定すべきか

契約の開始時点の契約の評価は、その時点での契約条件および市場の状況を所与とした場合に企業が決定したであろうことに関する合理的で裏付け可能な証拠に基づいて行われなければならない。

契約のグルーピングに関する修正

IASBは移行時の修正遡及アプローチおよび公正価値アプローチの両方において、次のことを暫定決定した。

1. 企業は、12ヶ月超離れて発行された契約を同じグループとすることを禁止されない(すなわち、移行時におけるグループは、1年分を超える当初認識された発行保険契約を捕捉することができる)。
2. 企業は、一般的な測定モデルを適用する契約に関して、表示する最も古い期間の期首現在の割引率を使用して、修正再表示したCSMの利息発生計上を行うことができる。
3. 割引率の変動の一部をOCIに表示する無配当契約について、企業は、表示する最も古い期間の期首時点で決定した割引率を純損益の表示に使用することが認められる。この場合、表示する最も古い期間の前、および、表示する最も古い期間の期首より後に発行した契約について、純損益に係る追加の開示が求められる。さらに、当該契約に関するFVOCIを通じて公正価値で測定する金融資産に係るOCIの累積額について、当該期間における増減の調整表が要求される。

開示

IASBは、表示する最も古い期間の期首現在で存在していた契約に係るCSM、保険収益および金融収益または金融費用それぞれに関する開示を要求し、当該開示は移行方法のタイプごと(完全遡及アプローチ、修正遡及アプローチ、または公正価値アプローチ)に表示し、その後発行された契約とは別個に開示することを暫定決定した。企業は、移行時の測定値、使用した方法および適用した判断をどのように決定したかを説明しなければならない。

保険契約に反映された財務リスクの軽減

変動手数料アプローチ

IASBは、変動手数料アプローチを用いて会計処理される保険契約から生じる財務リスクを軽減するためにデリバティブを使用している企業が、所定の要件に該当する場合に、財務リスクの変動の影響をCSMから

除外し、純損益に表示することを認めることを暫定決定した。これは、当該会計処理の対象となり得る財務リスクの範囲を拡張するものである。なぜなら、新基準書において当該会計処理の対象には、基礎となる項目の企業持分に関連するすべての財務リスクが含まれるからである。当該暫定決定は、変動手数料アプローチに限定されており、財務リスクにのみ関連性を有する。

その他の整理論点

IASBは、議題に上がった21の整理論点に係る決定を暫定的に承認し、新たに論点を提起することはなかった。とりわけ注目すべきは、変動手数料アプローチの範囲に焦点を当てた論点12から14である。

論点12は、契約条件の意味についてであった。IASBは、基礎となる項目との連動は、裁量の余地があるものの、強制力のあるものとすべきという考えを暫定的に確認した。このことは、契約から生じるのであれ、法律または規制から生じるのであれ、企業の有するすべての実質的な権利および義務の分析を含む。IASBは、追加のガイダンスを含めることを暫定決定した。

論点13は、2つ目の要件「企業は、基礎となる項目からのリターンに対する重要な持ち分と同額を保険契約者に支払うことを見込んでいる」における「重要な」の意味が焦点であった。

さらに、3つ目の要件を適用する際、リターンの変動を契約の存続期間にわたって評価するのか、または、報告期間のみにわたって評価するのかという質問が上がった。

IASBは、「重要な」の意味は判断の領域となるが、この文言の意図は、企業の主な義務が基礎となる項目の公正価値からサービスに対する変動手数料を控除した金額と同額を保険契約者に支払うことであるか否かを識別することである旨を暫定的に確認した。

論点14は、範囲を決定するために、基礎となる項目が公正価値で測定されていない場合にそれらを公正価値で測定する必要性の実行可能性を検討した。IASBは、変動手数料アプローチの決定的な特徴は、発行者が基礎となる項目の公正価値からサービス料を控除した金額に相当程度基づく金額を、保険契約者に支払う義務を有しているということである旨を暫定的に確認した。したがって、IFRS第13号のガイダンスに基づき、公正価値を測定する必要がある。追加の対応は提案されなかった。

強制発効日

IASBは、IFRS第17号が2017年上半年に公表されると想定して、本基準を2021年1月1日以後開始する事業年度より強制適用すべきであると暫定決定した。

IFRS第9号およびIFRS第15号も同時に適用するのであれば、早期適用することができる。

2016年6月22日開催の会議における暫定決定事項

IASBは、文案手続きの中で提起された狭い範囲の論点について議論した。

CSMの配分に係る集約のレベルを決定するために、IASBは次のことを暫定決定した。

- 目的を再定義する
- 契約が不利である場合の決定に用いる集約のレベルと同じであることを明示する
- グループに残存している契約の予想される存続期間および規模を反映するための、CSMを純損益に配分する方法を明示する

IASBによるその他の暫定決定は次のとおり。

どのような場合に履行キャッシュ・フローの変動が、直接連動の有配当性を有していない保険契約のCSMを調整するかについてのガイダンスを改訂する。

リスク調整の変動を金融要素と引受要素とに分解するか否かの選択肢を設け、合わせて関連する開示を行うこととする。

保険の金融収益または金融費用を純損益とOCIとの間で分解することの目的に関する従前の暫定決定を改訂する。

改訂後の目的は、予想される金融収益または金融費用の総額を契約期間にわたって純損益に規則的に配分することであり、原価測定基礎を用いて純損益に表示することではない。

無配当契約に関しては、規則的な配分額は契約の開始時の割引率に基づく。金融面の仮定の変更が保険契約者に支払われる金額に影響を与える保険契約については、規則的な配分額を次の2つの方法のいずれかで算定することができる。1つ目は、残存している改訂後の予想される金融費用を契約の残存期間にわたり配分する一定の率を使用する方法である。2つ目は、契約が予定利率を使用している場合、当該期間に付与した金額と将来の期間に付与すると見込まれる金額に基づく配分額とする方法である。

IASBは、開示の目的が、企業が報告期間における保険の金融収益または金融費用の総額を説明することであり、詳細な分析を要求するものではない旨を含めることを暫定決定した。企業は、純損益に表示している金額の計算手法、および、保険の金融収益または金融費用と関連する資産に係るリターンとの関係を説明する必要がある。

IASBは、変動手数料アプローチの範囲から、再保険者が発行する、または、出再者が保有する再保険契約を除くことを暫定決定した。

狭い範囲の論点

CSMの調整および配分

IASBは、CSMの目的とは、ある契約グループに関して将来提供予定のサービスに係る収益を表すことであると暫定決定した。CSMを測定するために用いる契約のグループは、どのような場合に契約が不利であるかを決定するために用いるグループと同一であるべきであり、また、当該契約グループに係るCSMの配分は、報告期間の末日において残存する契約の予想カバー期間および規模を反映すべきである。スタッフは、提案が財務諸表の作成者が望むより粒度の高いものとなることを確認した。

直接連動の有配当性を有していない保険契約についてのCSMの帳簿価額の変動

IASBは、直接連動の有配当性を有していない保険契約についての（すなわち、一般モデルに基づく）CSMの変動に関するガイダンスの文言を暫定的に承認した。当ガイダンスは、どの実績変動を純損益で報告し、どの実績変動を残存カバーに係るキャッシュ・フローの基礎となる仮定の変更に関係するという理由で、CSMの調整として報告するかを説明している。實際上、残存カバーがある一方で生じる実績変動の取扱いは、その会計処理を確立する上で慎重に検討しなければならない。発生保険金に関連する実績変動は常に純損益で報告しなければならない。

保険金融収益または金融費用の表示および開示

IASBは、保険金融収益または金融費用の表示の一部（リスク調整および将来キャッシュ・フローの現在価値の変動）について検討した。

企業にリスク調整に対する割引率の変動の影響を識別するよう要求することは、リスク調整を測定するために利用可能な様々な手法が存在することを考えると、実行可能とは言えない。したがって、IFRSは、リスク調整の変動を金融要素と引受要素とに分解することを要求しないことを暫定決定した。企業がそのような分解を行わない場合は、リスク調整の変動全体を引受活動の一部として表示しなければならない。

IASBは、保険金融収益または金融費用を純損益に表示する目的として原価測定基礎へ参照している箇所を削除し、代わりに代替的な規則的な配分のガイダンスを提供することを暫定決定した。規則的な配分額は、契約の測定に影響を与えない要因を参照せずに、契約の特徴を基礎とし、契約期間にわたりOCIに認識される金額が、合計ではゼロとなる。

金融面の仮定の変更が保険契約者に支払われる金額に多大な影響を与えない場合、規則的な配分額は契約の開始時に適用される割引率を用いて算定する。金融面の仮定の変更が保険契約者に支払われる金額に影響を与える保険契約については、規則的な配分額は次のいずれかの方法で算定することができる。

1つ目は、残存している改訂後の予想される金融費用を契約の残存期間にわたり配分する一定の率を使用する方法である。2つ目は、契約が予定利率を使用している場合、当該期間に付与した金額と将来の期間に付与すると見込まれる金額に基づく配分額とする方法である。

IASBは、保険金融収益または金融費用の特定の内訳を開示するという要求事項の削除を暫定決定した。当該要求事項は、保険金融収益または金融費用と関連する資産に係る投資リターンとの関係を表示するという要求事項と合わせて、当該期間における保険金融収益または金融費用の総額を説明し、純損益に表示している情報を算定する際に用いた手法を説明するという要求事項に置き換えられる。

発行した、または、保有する再保険契約および変動手数料アプローチの範囲

IASBは、変動手数料アプローチの範囲を修正し、再保険者が発行する、または、出再者が保有する再保険契約を除くことを暫定決定した。

なぜなら、変動手数料アプローチは、保険契約者が保険料を支払い、保険カバーと支払った保険料を超える投資リターンの両方を受け取ることを期待している状況に対処するために開発されたからである。反対に、再保険契約において出再者は、保険料を支払うが、通常支払った保険料よりも多くの補填を期待しておらず、再保険者も基礎となる項目からのリターンを出再者へ支給することはせず、一部を自らの手数料として留保する。再保険者が稼得する収益は、投資管理サービスを提供することに対する手数料ではなく、再保険カバーを提供することにより稼得した手数料である。

2016年2月16日開催の会議における暫定決定事項

2016年2月16日開催のIASB会議では、次にあげるトピックについて議論した。

当会議において、IASBは保険プロジェクトに関して実施された必須のデュー・プロセス、および、必須ではないデュー・プロセスのステップをレビューした。

IASBは、必要なデュー・プロセスのステップが実施されたと暫定決定した。

IASBは、スタッフが書面投票プロセスを開始することを許可した。

この段階では反対する意図を表明したメンバーはいなかった。

デュー・プロセスおよび文案作成プロセス

IASBは、保険契約プロジェクトに関して実施された必須のデュー・プロセスおよび必須ではないデュー・プロセスをレビューし、すべての必要なデュー・プロセスのステップが完了したと決定した。IASBは、当プロジェクトにおけるスタッフの懸命な働きを労い、スタッフが書面投票プロセスを開始することに対して許可を与えた。

議論の中で、関係者の懸念について話し合い、適用論点に関する理解を高め、文案に使われた文言がどのように解釈されるかを確認するための追加のアウトリーチ活動を実施する必要があるという可能性が提起された。どのような「路上試験」も、そのようなモデルそのものとして適切ではなく、文案に使われる文言および当該文言がどのように解釈されるかに関する品質コントロールとして運用するように設計されることが明確化された。いくつかの精選された論点に関する、より幅広いオーディエンスに対するアウトリーチ活動と、小規模のグループの人々に対するより幅広いエクスポージャーとを組み合わせるよう提案された。特に、本基準の新たな領域の1つに、以前の公開草案に含まれていない変動手数料アプローチがある。

実務における不統一を低減するために、設例を追加するよう依頼があったのに対し、スタッフは、新基準書の設例は一度に1つのポイントを説明するよう設計されると説明した。設例は包括的なものではなく、意図した意味以上のものを推定しないよう注意が必要である。意図しない結果が生じるかもしれないためである。また、「類似の契約」のような概念を解釈する際に、設例を用いて「意図しない明確な境界線を引くこと」に対する疲労感がある。

特に次の3つの領域は、一部のIASBメンバーの見解では、追加のガイダンスによって恩恵を受けるであろう。

1. 間接連動の有配当契約に係るOCIの使用
2. 契約期間にわたるCSMの償却
3. 契約が失効した場合のCSMの配分

最後に、割引率のすべての変動を純損益に表示することと比べ、より好ましいアプローチとして「OCIによる解決策」を参照することを削除するという提案がなされた。この点について文案の再校を求めていたIASB議長も、当該提案に同調した。IASB議長の考えでは、割引率の管理は、保険者のビジネスの不可分の一部であり、IASBはOCIによる解決策を認めたものの、いくつかの企業は割引率の影響を純損益に示すことを期待している。

スタッフは、IASBに対し、目標としている9か月以内に新基準の最終的な文言の文案作成を完了できるよう取り組み、要約文書や様々な目標を絞ったコンサルテーション活動を通じて、関係者に手続きに関する最新情報を提供していくことを約束した。

2016年1月19日-20日開催の会議における暫定決定事項

会議においてIASBは、保険契約の会計処理に関して予定している技術的な決定の残りの部分の議論を行った。

IASBは、CSMが契約のグループについて負の値である場合にのみ不利な契約に係る損失を認識するように企業に要求すること暫定決定した。当該グループは契約開始時に、リスクの主要な発生要因に対して金額および時期の点で類似の方法で反応するであろうと企業が予想するキャッシュ・フローを有し、かつ、(保険料に対するCSMの比率として表される) 期待収益性が類似している契約を含んでいなければならない。

IASBは、CSMの配分の目的は、個々の契約または同質の契約のグループに係る残存するCSMを、当該契約が提供するサービスを最も適切に反映する規則的な方法で、残存カバー期間にわたり純損益に認識することであると暫定的に合意した。したがって、契約により提供すべきサービスが存在しない場合には、個々の契約に係るCSMはすべて純損益に認識されなくてはならない。

IASBは、CSMの配分の目的が、文言を改訂する必要があるものの、保険者が不確実な保険事故の不利な影響から保険契約者を保障する義務を履行することにより、ある期間において稼得する収益を表すことであると暫定的に合意した。IASBは、CSMが有効な契約にのみ関連性を有し、当該会計処理の目的を達成するために、厳格な要件は要求されないことを暫定的に合意した。しかしながら、当該目的を必ず満たすような「セーフハーバー」としてのグルーピングの設例を設けるべきである。

IASBは、保険契約の価格付けに関する規制により、不利な契約の決定またはCSMの配分の決定に関する集約のレベルに例外を設けるべきではないと暫定的に合意した。

IASBは、契約の開始時に企業が自らの裁量権をどのように考えるのかを特定し、市場変数の変動の影響と裁量権の変動の影響を区別するためにその特定した項目を用いるよう要求することを暫定決定した。企業が、保険契約者に支払うべき金額をどのように算定するのかを契約の開始時に特定できない場合には、標準のベンチマークは当該契約に係る現在の市場リターンである。

集約のレベル

不利な契約の集約のレベル

集約のレベルを考慮する必要が生じるのは、一定の状況において、利得の取扱いが損失の取扱いと異なり、したがって、契約が個々に会計処理された場合には、会計上のミスマッチが生じる可能性があるためである。例えば、当初認識時に企業は正の値のCSMをカバー期間にわたって認識するが、負の値のCSMは直ちに純損益で認識される。

グループ全体において予想される事象が個々の契約に異なる影響を及ぼすという理由だけで、個々の契約に生じる不適切な損失が認識されることを回避するために、IASBは、契約のグループが不利かどうかを決定する際に用いるべき集約のレベルを特定することを暫定決定した。当該グループは契約開始時に、リスクの主要な発生要因に対して金額および時期の点で類似の方法で反応するであろうと企業が予想するキャッシュ・フローを有し、かつ、(保険料に対するCSMの比率として表される)期待収益性が類似している契約を含んでいるべきである。

契約上のサービス・マージン(CSM)の配分に係る集約のレベル

集約のレベルが関連性を有するもう1つ側面は、CSMの配分である。グループの平均カバー期間よりも早くカバー期間が終了する契約に関して、契約を個別ベースで測定することは、当該契約に係るCSMをすべて、カバー期間が終了するまでの、平均より短い期間にわたって純損益で認識することを意味する。一方、グループベースで契約を測定することは、当該契約に係るCSMをすべて、カバー期間が終了する際に純損益で認識することを必ずしも意味しない。IASBは、CSMの配分の目的が、文言を修正する必要があるものの、個々の契約の会計処理を表す目的を満たす場合にグルーピングが認められるような、同質性が非常に高いグループを達成することにあり、当該目的を必ず満たすような「セーフハーバー」としてのグルーピングの設例を設けるべきであるという、スタッフの提案を12対2で支持した。IASBは、CSMが有効な契約にのみ関連性を有し、契約により提供すべきサービスが存在しない場合には、個々の契約に係るCSMはすべて純損益に認識されなくてはならないことを暫定決定した。

規制の影響に関して集約のレベルの例外を設けないこと

IASBは、規制による不利な契約の決定またはCSMの配分の決定について、集約のレベルに例外を設けるべきではないと暫定的に合意した。例えば、男女平等に関する規制は、保険者が、男性の保険契約者と女性の保険契約者に対し、たとえリスクが異なる場合でも同額の保険料を請求することを意味し、結果として収益性が異なることとなる。

一般モデルにおける裁量権の影響の特定

変動手数料アプローチに基づき会計処理されない有配当契約は、多くの場合、履行キャッシュ・フローの中に、企業が支払うと予想しているが、変更する裁量権を有しているキャッシュ・フローを含んでいる。裁量性のあるキャッシュ・フローの見積りの変更は、CSMを調整することとなる。なぜなら、当該変更は、将来のサービスに関連するとみなされるためである。2013年の公開草案は、単に将来のサービスに関連する変動がCSMを調整すると述べていた。

IASBは、契約の開始時に企業が自らの裁量権をどのように考えるのかを特定し、市場変数の変動の影響と裁量権の変動の影響を区別するためにその特定した項目を用いるよう要求することを暫定決定した。企業により裁量権について異なる特定化が行われる場合、類似の契約から異なる結果を得ることとなるが、この情報は企業の裁量権に関する見通しを反映し、財務諸表の利用者にとって有用であるため、財務諸表の利用者にとって有益な情報を提供することとなる。企業が、保険契約者に支払うべき金額をどのように算定するのかを契約の開始時に特定できない場合には、標準のベンチマークは当該契約に係る現在の市場リターンである。

2015年11月18日開催の会議における暫定決定事項

本会議でIASBは、変動手数料アプローチと一般モデルとの測定における相違点、および、それらの相違点を削除し1つのモデルとすることが可能かどうか議論した。

IASBは、変動手数料アプローチにおいて、保険契約に組み込まれている保証から生じた履行キャッシュ・フローの変動に関して、純損益で認識する前にCSMを調整するという、重要な決定を再確認した。

IASBはまた、一般モデルにおいて、CSM残高のアンロックのための調整および時間価値の利息計上額算定のために、現在の割引率を使用することを許容しないことを暫定決定した。

IASBは、CSMに認識される、一般モデルにおける有配当契約の裁量権の影響についての定義を明示的に検討するよう要請されたが、結論に至ることができず、当該論点は次回の会議で取り上げる予定となっている。

IASBは、すでにユニット・リンク契約では認められている例外と同様に、直接連動の有配当契約の基礎となる一部の資産／項目について、純損益を通じて公正価値で測定することを認めることを暫定決定した。

変動手数料アプローチで測定される契約の移行時のCSMの算定について、IASBは、企業が前期のCSMを、表示される最も古い期間の期首から手数料総額に時の経過以外の変動がないとの前提に基づいて、適用開始日に算定したCSMを用いて修正再表示しなければならないことを暫定決定した。

さらにIASBは、変動手数料アプローチにおいて、組み込まれている保証の価値の変動を純損益に認識する選択肢について、事後的判断の使用を避けるため、基準の適用開始日より将来に向かってのみ適用することを許容すると暫定決定した。

組み込まれている金融保証の変動手数料アプローチにおける取扱い

変動手数料アプローチで測定するには、契約が要件を充足する必要がある。異なる測定が「2つのモデル」効果を生じる可能性があるため、本会議でIASBは、異なるタイプの契約を1つのモデルに調整しうるかどうかを議論した。プロジェクトの段階を考慮すると、異なるタイプの契約に対して1つの実務的な解決策を策定する必要性は、実質的に2つのモデルを有することで生じる可能性のある「断崖効果」を上回ると感じられた。

IASBは、基礎となる項目の中の保険契約に組み込まれている金融保証を含めるために、変動手数料アプローチを修正すべきではないという、スタッフの提案に合意した。すなわち、IASBは、変動手数料アプローチのもとで、保険契約に組み込まれている保証により生じる履行キャッシュ・フローの変動が純損益に認識される前にCSMを調整すべきであるという、従前の暫定決定を再確認した。このことは、変動手数料アプローチに適格となるための3つの要件を充足する直接連動の有配当契約の異なる性質を反映するものである。

CSMの利息計上およびアンロックに用いる割引率

CSMに関して、一般モデルはロック・イン割引率を用いるのに対し、変動手数料アプローチは現在の割引率を用いる。IASBは、一般モデルにおいてCSMを現在の割引率を用いて利息計上したりアンロックすることを許容しないという、スタッフの提案に暫定的に合意した。2つの異なる利息計上の仕組みを維持する主な理由は、すべての契約に対して現在の金利を導入することは複雑すぎるためである。一般モデルで選択肢を許容することにより、測定において広範すぎる多様性を生じることとなる。また、一般モデルのCSMは、契約保険料が各報告日において「改訂」されないため、将来キャッシュ・フローではなく残存キャッシュ・フローを表す。

一般モデルにおける有配当契約に係るCSMに認識される裁量性の影響の定義

IASB理事は、変動手数料アプローチの要件を充足せず、一般モデルで測定されるであろう有配当契約における裁量性の影響の4つの潜在的な定義について議論した。IASBはまた、結果として生じるCSMへの様々な影響について検討した。結果の変動可能性、および、使用する仮定に対するCSMの結果の感応度を踏まえ、IASBはスタッフに対し次の会議にて当該論点を再度議論するよう要請した。

変動手数料アプローチから結果的に生じる論点

直接連動の有配当契約の基礎となる一部の資産を純損益を通じて公正価値で測定する能力の拡張

IASBは、純損益を通じて公正価値で測定する能力を、すでにユニット・リンク契約では認められている例外と同様の方法で、直接連動の有配当契約の基礎となる一部の資産／項目に拡張することを全会一致で合意した。このことは、投資不動産、関連会社に対する投資、自己使用不動産、自己の社債および自己株式が直接連動の有配当契約の基礎となる項目である場合に適用される。

変動手数料アプローチを用いて測定される契約についての移行時のCSM

変動手数料アプローチで移行時のCSMを事後的判断なしに算定することの困難さを踏まえ、IASBは、スタッフの提案した単純化について、一部提案された文言の明確化を条件に、全会一致で合意した。

この単純化されたアプローチでは、企業は適用開始日における直接連動の有配当契約のCSMを以下のとおり算出する。

- 適用開始日における基礎となる項目の公正価値合計から
- 契約開始時と本基準の適用開始日の間にすでに発生した関連するキャッシュ・フローを反映するように調整された履行キャッシュ・フローを控除した金額

契約の当初認識時のCSMは、適用開始日に算定されたCSMの「グロスアップ」に、予想される契約のカバー期間全体と、当初認識時から適用開始日までの間にすでに経過したカバー期間の割合を掛けたものであると仮定する。

CSMは次に、CSMの配分のみが行われたと仮定して、比較対象期間に関連する金額を算出するために、「ロールバック」される。基礎となる項目は本基準の適用開始時と同じ価値であると仮定する。CSMの配分は、時の経過および契約の認識の中止によってのみ影響を受けることとなる。

組み込まれている保証の価値の変動をCSMではなく純損益に認識する選択肢の適用

変動手数料アプローチにおける保険契約に組み込まれている保証の変動は、CSMに認識する。しかしながら、企業が文書化されたリスク管理戦略の一部として、当該保証によって生じる金融市場リスクを軽減する独立のデリバティブを用いる場合、これらの変動を純損益に認識することができる。この戦略は、事後的判断を用いることなく文書化されなければならない。

事後的判断の使用を避けるため、IASBは、変動手数料アプローチにおいて、組み込まれている保証の変動を、本基準の適用開始日より将来に向かってのみ純損益に認識するという選択肢の適用を許容することを暫定決定した。

2015年10月21日開催の会議における 暫定決定事項

IFRS第9号の延期

IASBは9月に、保険契約の新基準書の発効前に、金融商品の新基準書であるIFRS第9号を適用することに関連して、議長が自分の決定票を投じることにより、一連の暫時的措置を提案することを決定した。本会議でIASBは、これらの措置をどのように初度適用企業に適用するのかを議論し、公開草案のコメント期間を設定した。

IASBは、初度適用企業に対してIFRS第9号適用時に延期アプローチ(deferral approach)および上書きアプローチ(overlay approach)を禁止するというスタッフの提案に合意した(アジェンダ・ペーパー14Bを参照)。このことは、延期アプローチおよび上書きアプローチの両者がIAS第39号を一部または完全に適用した結果の情報を要求しており、このこと自体が初度適用企業にとって新たな要求事項となるためである。したがって、両方のアプローチは初度適用企業にとって関連性がないと考えられ、それらを禁止することは、最新版のIFRSを適用し、各期にわたる企業内の比較可能性を向上させるというIFRS第1号の原則と整合的である。

コメント期間

2015年12月の公開草案のコメント・レターの期間を検討する際、IASBは、この問題は範囲が狭く緊急性を有するため、コメント期間を60日間とすることを決定した。この決定はデュー・プロセス監督委員会によって承認される必要がある。

保険契約の新基準書への移行

移行に関してIASBは、保険契約の新基準書の範囲に含まれる契約に関連すると指定された金融商品の事業モデルを、企業が再評価することを認めると暫定決定した。加えて、当該再評価は保険契約の新基準書の適用開始時(すなわち、表示する最終期間の期首)に存在する事実および状況に基づくこととなり、新たな分類/指定は遡及的に適用されることとなる。

IASB理事は、事業モデルの再評価は(IFRS第9号にて特定されている意味で)モデル自体が変更したことを示唆するものではないが、新基準書および新たな状況に照らし、企業が異なる分類/指定に至ることとなった旨を文案において明確化することをスタッフに要請した。合わせて、再評価または再指定は任意であることも強調された。

保険契約の新基準書の適用開始時における比較情報の修正再表示

IASBは、保険契約に関する比較情報の修正再表示をすべての企業に要求するという意図を再確認することで合意した。しかしながら、IASBは、すでにIFRS第9号を適用している企業が、保険契約の新基準書の適用開始時に、金融資産の比較情報の修正再表示を事後的判断なしに行うことが可能な場合で、以下を行うために移行上の救済を

適用することを決定した場合にのみ、金融資産の比較情報の修正再表示を許容する(要求はしない)ことを暫定決定した。

- a. 金融資産の管理に関する事業モデルを再評価する
- b. 金融資産に対して公正価値オプション(FVO)を再指定する、または、資本性金融商品に関してその他の包括利益(OCI)表示を選択する

「ミラーリング」アプローチ

IASBは、ミラーリング・アプローチを廃止することを全会一致で合意した。これは、当該提案が非常に複雑で、一部の有配当契約と整合しない可能性があると考えられたためである。

表示

IASBは、保険契約に関する表示項目の財務諸表における表示に関する2013年EDの提案を確認することに合意した。

IASB理事は、異なる方法を用いて測定した保険契約を別個に表示する必要性を検討した。

一般的にIASB理事は、異なる性質、または、異なる特徴を有する項目を区別して表示するというIAS第1号の要求事項への参照をより強く強調すべきであると感じていた。

開示

IASBは、企業が保険契約の新基準書を初めて適用する際に、金融資産に関する改訂された経過措置に対して適用される、新たな開示要求の組合せを承認した。IASBアップデートに示された、これらの新たな改訂された開示は、以下のとおりである。

- a. 「企業が金融資産の管理に関する事業モデルの評価に係る移行上の救済を適用する場合には、企業は移行上の救済を適用した金融資産の指定に関する方針を開示すべきである。
- b. 保険契約の新基準書における移行上の救済のいずれかを適用した結果、金融資産の分類および測定が変更となる場合、企業はこれらの金融資産に関してクラス別に以下を開示すべきである。
 - i. 保険契約の新基準書の適用開始直前の測定区分および帳簿価額
 - ii. 保険契約の新基準書における経過措置を適用した結果として決定された新しい測定区分および帳簿価額
 - iii. 過去にFVOにより指定したがその指定がなくなった金融資産の財政状態計算書上の金額(企業が指定の取消しを要求されたものと、企業が指定の取消しを選択したものを区別)

iv. 保険契約の新基準書の適用を開始した結果として分類が変更された金融資産に対して、企業が当該基準の経過措置をどのように適用したのかを財務諸表利用者が理解できるようにする定性的情報。これには次のものが含まれる。

1. FVOIによる金融資産の指定または指定の取消しの理由
2. 事業モデルの新たな評価においてなぜ企業が異なる結論に至ったのかについての説明

加えて、IASBは2013年EDの69項-95項で提案された開示に以下の変更を加えることを確認した。

- a. 変動手数料アプローチを用いて契約を測定し、保険契約に組み込まれた保証の公正価値の変動を純損益に認識することを選択する企業は、当該報告期間の純損益に認識した保証の価値を開示すべきであるという要求事項を追加する。
- b. 投資の金利費用を純損益に表示する金額とOCIに表示する金額とに分解することを選択する企業は、純損益に表示する原価情報を計算するために企業が使用している方法についての説明を開示すべきであるという要求事項を追加する。
- c. 投資の金利費用を純損益に表示する金額とOCIに表示する金額とに分解することを選択し、移行時に単純化したアプローチ(保険契約についてのOCI累計残高がゼロになる)を使用する企業は、保険契約の新基準書の適用範囲に含まれる契約に関する金融資産のうちIFRS第9号の4.1.2A項に従ってその他の包括利益を通じた公正価値(FVOCI)で測定されるものに係るOCI累計残高の期首残高から期末残高への調整表を開示すべきであるという要求事項を追加する。調整表は、移行日およびその後の各報告期間において提供すべきである。企業は、適用開始日において、金融資産(FVOCIの測定区分に分類されるもの)を保険契約の新基準書の適用範囲に含まれる契約に関するものとして指定することになる。
- d. 企業が次のことを開示すべきであるという要求を追加する。
 - i. 契約上のサービス・マージンを調整する履行キャッシュ・フローの変動
 - ii. 企業が残存する契約上のサービス・マージンをいつ純損益に認識すると見込んでいるのかの説明(適切な期間帯を使用した定量的ベースによるかまたは定性的情報を使用する)

iii. 移行時に単純化したアプローチを使用して算定された財務諸表上の金額(移行時とその後の期間の両方において)

iv. 企業が使用した実務上の便法

e. 企業が次のことを開示すべきであるとしていた要求事項案を削除する。

i. 当期に純損益に認識した収益から当期に受け取った保険料への調整表(2013年ED79項)

ii. 包括利益合計額に含まれている金利費用合計額の分析(最低限、以下に分解)

1. 当期の純損益に報告した、保険契約の当初認識時に適用した割引率での金利発生計上
2. 当期のその他の包括利益の変動(2014年3月の暫定決定—本紙の以下該当ページを参照)

2015年9月21日-23日開催の会議における暫定決定事項

IFRS第9号の延期

IASBは、IFRS第4号を修正し、保険契約の発行が大半を占める主要な(predominant)事業モデルである企業に対して保険契約の新基準書の強制発効日(または早期適用日)、または、2021年1月1日のいずれか早い日までIFRS第9号の発効日を延期するという選択肢を与えることを暫定決定した。延期アプローチ(deferral approach)は、2021年に「サンセット条項(a sunset clause)」（訳者追記: 期日が到来すると自動的に廃止される条項）が発効する。本修正は、IFRS第9号を適用する保険者に、保険契約の新基準書を適用する前に生じ得る会計上のミスマッチおよび一時的なボラティリティの一部を純損益から除外する選択肢も提供する。この選択肢は、上書きアプローチ(overlay approach)と呼ばれ、保険契約の新基準書がまだ強制発効となっていない場合には2021年1月1日以後に唯一利用可能なアプローチとなる。

この論点に関するIASBの投票の結果は賛否同数であったが、IASBの議長が決定票を投じた結果、これらの措置に賛成が8票、反対が7票となった。

保険者のIFRS第9号の適用延期に期限を設ける「サンセット条項」は、保険契約の新基準書の公表に予期せぬ遅れが生じた場合に、保険者が他のすべての企業に遅れること何年もIFRS第9号を適用しない結果となるという懸念に対処したものであり、IASBはこのような結果は容認できないと考えたためである。

サンセット条項の2021年の発効により、保険者によるIFRS第9号の適用延期は最大でも3年間に制限することとなる。IASBの議長は、保険契約の新基準書に係るIASBの再審議が今年末または来年初めまでに完了し、新基準書が2016年に公表されることを期待していることを明確にした。これが実現した場合、保険契約の新基準書の可能性の高い発効日は2020年1月1日となり、同時に保険会社によりIFRS第9号が適用されることとなる。

IASBはまた、これらのアプローチについて記述された公開草案が今年中に公表され、公開協議に付されることに賛成票を投じた。

市場変数の変動から生じる変動を包括利益計算書(SCI)上で分解すること

2014年3月、IASBは無配当契約に関して、企業が割引率の変動による影響を純損益とOCIに分解して表示することを会計方針として選択できることを暫定決定した。その場合、SCIの純損益での金利費用の表示は開始時にロックインされた割引率を用いて算定されるべきであり、したがって、原価を用いて算定された保険投資費用と現在の割引率を用いて算定された保険投資費用との差額がOCIに表示される。

IASBは、実務上の仕組みを含むこの表示のアプローチを有配当契約に適用した場合に、契約と保有する項目の間に経済的ミスマッチがない一部の特定の有配当契約に異なる要求事項が必要なかどうか、上述のような純損益とOCIとの分解表示を会計方針の選択とすべきかどうか、そして最後に、遡及適用が実務上不可能な場合にOCIの累計額の算定に関して単純化した移行上の取決めを設けるべきかについて議論した。

市場変数の変動から生じるキャッシュ・フローの見積りの変動

IASBは、企業が市場変数の変動から生じるキャッシュ・フローの金額の見積りの変更を、割引率の変動の表示と整合的にSCI上で表示しなければならないことを暫定決定した。これにより、キャッシュ・フローは市場変数により影響を受けるものと受けられないものに分けられることとなる。影響を受けるキャッシュ・フローは、割引率の変動に対するOCIによる解決策の適用の有無により、OCIまたは純損益のいずれかにて表示されることとなる。

市場変数の変動から生じる変動を分解する目的

市場変数の変動から生じた保険契約の変動を純損益とOCIに分解する目的は、保険投資費用を原価測定基礎を用いて純損益に表示することである。

したがって、保険投資費用を原価測定基礎を用いて純損益に表示する場合と現在測定基礎を用いて表示する場合との差額は、OCIに認識され、これらの金額は巻き戻る。IASBは、本基準が原価測定基礎を用いた保険投資費用の算定についての詳細な仕組みを規定しないことを暫定決定した。IASBは、保険投資費用に対して原価測定基礎を適用することにより生じる会計上のミスマッチのいくつかの例を検討した。これらの懸念に対処するため、IASBは経済的ミスマッチのない契約を具体的に検討した。加えて、IASBは原価測定基礎または現在測定基礎のいずれかを用いて保険投資費用を表示するという会計方針の選択を認めることを検討した。

経済的ミスマッチのない契約に関する目的の修正

保険契約から生じるキャッシュ・フローと、当該キャッシュ・フローの原資として保有する項目との間に経済的ミスマッチがない場合については、純損益における会計上のミスマッチも除去できないか検討することは価値がある。その趣旨で、市場変数の変動から生じる変動を純損益とOCIに分解することの目的は、これらの項目が原価測定基礎を用いて純損益に測定されていたかどうかにかかわらず、これらの項目に用いられた会計基礎を参照しながら、保険投資費用を純損益に表示することへと修正されるべきである。

したがって、IASBは目的を修正し、市場変数の変動から生じる契約の変動（例えば、基礎となる項目の公正価値の変動）と保険投資費用の差額をOCIに表示することを暫定決定した。本基準は、このアプローチを当期簿価利回りアプローチ（current book yield approach）と定義する。

契約が直接連動の有配当契約であり（すなわち、企業が基礎となる項目の公正価値を保険契約者に支払う義務を有しており、したがって、変動手数料アプローチを適用している）、かつ、企業が基礎となる項目を、選択によってまたは要求されていることにより保有している場合、経済的ミスマッチは存在しない。

市場変数の変動から生じる変動を純損益とOCIに分解することの目的の修正

上述のとおり、IASBは、経済的ミスマッチの存在しない契約について、市場変数の変動から生じる変動を純損益とOCIに分解することの目的を修正することを暫定決定した。

IASBは、企業が原価測定基礎（例えば、実効利回りアプローチ（effective yield approach））と当期簿価利回りアプローチ（およびその逆）との間の変更を要求される場合には、保険負債に係るOCIの期首累計残高を修正再表示してはならないことを暫定決定した。このことにより、これら利得または損失の金額がリサイクルされないこととなる（すなわち、OCI累計額は資本に残ることとなる）。

企業は、アプローチの変更が発生した期間にのみ、変更の理由、変更がそれぞれの財務諸表の表示項目に与える影響、および、当期簿価利回りアプローチにもはや適格でなくなっているが、過去には適格であった（またはその逆の）契約の価値を開示しなければならない。

方法間の変更に関して、IASBは、変更前に用いたアプローチで適用した仮定と同じ仮定を用いて、変更の期間および将来の期間において、利得または損失の累計額を純損益に認識することを暫定決定した。

会計方針の選択

IASBはまた、無配当契約に係る保険投資費用の表示についての以前の決定を、有配当契約にまで拡張すべきであると暫定決定した。企業は、(a)原価測定基礎、または(b)現在測定基礎のいずれかを用いて、保険投資費用を純損益に表示することを、会計方針として選択すべきである。原価測定基礎を用いて保険投資費用を純損益に表示する場合、市場変数の変動を純損益とOCIとの間で分解しなければならない。したがって、保険投資費用を原価測定基礎で表示する場合と現在測定基礎で表示する場合の差額は、OCIに反映されることとなる。IASBは、企業が、類似の契約のグループに（契約がその中に含まれているポートフォリオ、企業が保有する資産およびそれらの

資産の会計処理の方法を考慮に入れた上で）当該会計方針を適用しなければならないと暫定決定した。さらに、企業は、当該会計方針の変更にIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」の要求事項を適用しなければならない。

保険契約から生じるキャッシュ・フローと保有する項目から生じるキャッシュ・フローとの間に経済的ミスマッチのない契約に関して、IASBは、企業が市場変数の変動から生じる変動を純損益とOCIに分解し、（修正後の目的に基づき）当期簿価利回りアプローチを用いて保険投資費用を純損益に表示すること、または、（分解することなく）当期測定基礎を用いて保険投資費用を純損益に表示することのいずれかを会計方針として選択すべきであると暫定決定した。当期簿価利回りアプローチを選択した場合、表示される保険投資費用と現在測定基礎に基づく保険投資費用の差額はOCIに報告されることとなる。

OCIの累計残高について単純化した経過措置

遡及適用が実務上不可能である場合に、市場変数の変動がキャッシュ・フローの金額に影響を与える契約について、移行日以前の保険投資費用によって発生したOCIの累計残高を算定するためのアプローチを次のように定める。保険投資費用を原価測定基礎を用いて純損益に表示するという目的の契約について（すなわち、実効利回りアプローチを適用する企業について）、企業は、考慮すべき最も古い市場変数の仮定は、企業が新しい基準を最初に適用する際（移行日）に発生する仮定であると仮定しなければならない。

したがって、企業が新しい基準を最初に適用する日に、保険契約についてのOCIの累計残高はゼロである。市場変数の変動によって生じる変動を純損益とOCIに分解することの目的の修正に従い、当期簿価利回りアプローチを適用する企業は、保険投資費用（または投資収益）は、企業が保有する基礎となる項目について資本に表示している利得（または損失）の累計額と同額の反対方向の金額であると仮定すべきである。したがって、企業は、OCIの累計残高が、移行日以降の当期簿価利回りの適用において考慮される基礎となる項目に関連するOCIの累計残高に参照することで決定されると仮定すべきである。

保険契約に関するリスクを軽減することによる会計上の影響

企業は、直接連動の有配当契約に組み込まれた保証の価値の変動において、会計上のミスマッチを有するかもしれない。変動手数料アプローチでは、組み込まれた保証から生じる期待キャッシュ・フローの変動は、CSMを調整する。しかしながら、この保証から生じるリスクを軽減するために企業が保有するデリバティブの公正価値の変動は、純損益に認識される。これらのミスマッチは、既存のIFRS第9号のヘッジ会計の要求事項を用いては除去することができない。

IASB理事は、企業が、保険契約を測定するために変動手数料アプローチを用い、かつ、保険契約に組み込まれた保証から生じる金融市場リスクを軽減するために純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブを用いる場合、企業は履行キャッシュ・フローを用いて算定された保険契約に組み込まれた保証の価値の変動を純損益に認識することを認めることを暫定決定した。

限定する要件

IASBは、デリバティブを用いて保証から生じる金融市場リスクを軽減する企業が、当該軽減が企業のリスク管理戦略と統合的であり、保証とデリバティブとの間に経済的な相殺が存在する場合にのみ、履行キャッシュ・フローを用いて算定された保険契約に組み込まれた保証の価値の変動を純損益に認識することを認めるべきであると暫定決定した。企業は、経済的な相殺を評価する際に、会計上の測定の差異を考慮すべきでなく、信用リスクは、経済的な相殺に優越してはならない。

企業は、企業のリスク管理目的および保険契約に組み込まれた金融市場リスクを軽減するためのデリバティブの使用についての戦略を文書化することが要求され、また、保証の価値の変動を純損益に認識することを、経済的な相殺が存在しなくなった日から将来に向かって中止することが要求される。

保証の価値の変動を純損益に認識することの累積的影響額

さらに、スタッフは、CSMに対する調整の代わりに、保証の履行キャッシュ・フローの変動を純損益に認識することの累積的影響額を、CSMの調整表の一部として企業が開示することを提案した。しかしながら、数名のIASB理事は、保証の価値の変動がCSMを調整しないにもかかわらず、この開示を行うことは誤解を生じさせる可能性があるため、スタッフの提案に懸念を示した。スタッフは、将来の会議において、修正した提案を提示する予定である。

2015年7月20日開催の会議における 暫定決定事項

IFRS第9号とIFRS第4号の異なる発効日による会計上の影響

IFRS第9号を保険契約の新基準書の前に適用することは、会計上のミスマッチの増大と純損益の一時的なボラティリティの増大につながるかもしれないことを多くの関係者が指摘した。このため、IASBはこのトピックを2015年7月の会議において再び議論した。

スタッフ・ペーパーは、企業が保険負債に対応する(backing)金融資産の会計処理から生じ得る追加的な会計上のミスマッチと純損益の一時的なボラティリティを削減することについて、IFRS第4号がすでに認めている範囲を検討し、さらに2018年1月1日にIFRS第9号が発効する際に、IASBが企業がこれらの影響を更に削減できるようにIFRS第4号を修正すべきかについて検討した。IASBは、IFRS第4号を置き換える保険契約に関する新IFRSの発効日が(IFRS第9号の発効日より)かなり後になる可能性があることを認めた(デロイトは2020年1月1日が発効日となると見込んでいる)。この発効日の相違は、IFRS第9号とおよび保険契約に関する新IFRSが同時に適用されたならば生じない会計上のミスマッチを生み出すことになる。

経済的な要因によらない、会計上のミスマッチと純損益の一時的なボラティリティを削減するために、IFRS第4号で既に利用可能な方法は以下の通りである。

1. シャドウ・アカウンティングという、企業が保有する資産に係る未実現の利得または損失は財務諸表で認識される一方で、対応する保険契約負債の測定において変動が認識されない場合に生じ得る、会計上のミスマッチを削減するために、保険負債を調整する方法(IFRS第4号30項)
2. 指定された保険負債の測定における現在の市場金利の利用(IFRS第4号24項)
3. 財務諸表が、変更前より目的適合性が高くなる一方で信頼性は低下しない、または信頼性が高くなる一方で目的適合性は低下しない場合に、保険契約に係る会計方針を変更することが可能なこと(IFRS第4号22項)

スタッフはまた、IFRS第9号の適用日以降生じる新たな会計上のミスマッチに対処するための、IFRS第4号に対する以下の3つの修正案を提示した。

1. 基礎となる項目の株主持分に対するシャドウ調整—有配当契約に係る負債に対応する金融資産で、売却可能のカテゴリーに分類されているものの会計処理の実務は、当該持分の変動が純損益の以外の勘定で会計処理されている。

これらの資産がIFRS第9号に基づき同様の方法で会計処理することができなくなる場合(すなわち、OCIを通じた公正価値による会計処理の要件を充足しない場合)、IAS第39号に基づく場合と比べてより多くの利得または損失が純損益に報告されることとなる。この報告における特性は、保険契約に関する新IFRSが「変動手数料アプローチ」を導入した場合、消滅することとなる(このアプローチに関する2015年6月のIASBの決定を参照)。

2. 無配当契約に対応する資産に係るシャドウ・アカウンティング—これは、現在のIFRS第4号の規定ではシャドウ・アカウンティングが可能ではない保険負債の裏付資産について、IFRS第9号の適用により売却可能区分から純損益を通じた公正価値に分類変更される場合に対処するものである。
3. IAS第39号に従った場合と比べて純損益により大きな利得および損失を計上することとなるIFRS第9号の影響を、OCIで取り消すように保険負債を調整することと合わせてIFRS第9号を適用する。

IASBは、一定の要件を充足することを条件に、企業がIFRS第9号に従うならば純損益に認識されるであろう金額と、IAS第39号に従ってこれまで純損益に認識された金額との差額を純損益から除外して、その他の包括利益に認識することを認めるために、IFRS第4号を修正するという暫定決定を全会一致で可決した。

このガイダンスを適用する上で、企業は、IFRS第9号を完全に適用することになるが、次の場合に、純損益とOCIにおいて保険負債を調整する。1)IAS第39号に従って過去に償却原価または売却可能区分に分類されていたかまたは分類されていたであろう資産であり、かつ、IFRS第9号に従って純損益を通じた公正価値に分類される資産で、かつ、保険活動に関するものである。2)企業が、IFRS第4号で会計処理される契約を発行し、かつ、IFRS第4号と併せてIFRS第9号を適用している。

加えて、IASBは、純損益への正味の影響は、それらの特定の資産についてIAS第39号の会計処理を反映することになることを決定した。

2015年6月25日開催の会議における暫定決定事項

以下のトピックに関するこれまでのIASBの議論の詳細は、本ニュースレターの「教育セッション: 有配当契約に係る会計モデル案」を参照のこと。

直接連動の有配当契約に関するサービスに対する変動手数料アプローチ

保険契約に対する一般的測定モデルは、基礎となる項目（有配当契約に存在する特徴である）に係るリターンに対する保険者の持分の会計処理には対処していない。このためIASBは、基礎となる項目に係るリターンに対する保険者の予想持分から基礎となる項目に直接対応して変動しない期待キャッシュ・フローを控除した額の見積りの変動をCSMで調整するように、有配当契約に適用される際の一般的測定モデルを修正することを暫定的に決定した。

IASBはまた、有配当契約を以下のすべてに該当する契約として定義することも暫定的に決定した。

1. 契約条件で、保険契約者が、基礎となる項目の明確に特定されたプールに対する定められた持分に参加している旨を明示している。
2. 保険者が、基礎となる項目からのリターンに対する重要な持分と同額を保険契約者に支払うことを見込んでいる。
3. 保険者が保険契約者に支払うことを見込んでいるキャッシュ・フローの重要な部分が基礎となる項目からのキャッシュ・フローに対応して変動すると見込まれる。

上記の要件は、基礎となる項目が実際に保険者が保有している資産であることや、リターンが実際に保険者が保有している資産から生じべきであることを要求していない。

有配当契約について契約上のサービス・マージンを純損益で認識すること

無配当契約に適用されるように、CSMの認識に関する一般的な原則は、当該保険契約に基づいて提供されるサービスの残りの移転を最も適切に反映する規則的な方法で、カバー期間にわたり純損益にCSMを認識することである。当該原則は、保険者が、有配当契約において提供される主要なサービスと考えられるサービス（それは保険カバーまたは投資管理サービスの場合がある）の提供のパターンに基づきCSMを認識することを可能にするであろう。

IASBはスタッフの提案に賛成し、有配当契約について、保険者は時の経過のみに基づいてCSMを純損益に認識すべきであると暫定的に決定した。これは、有配当保険契約から見込まれる収益の規則的な認識の原則を達成するために最も複雑ではなく、また最も主観性が低いアプローチであると考えられる。

教育セッション(2015年6月23日): 保険契約の新基準書よりも前のIFRS第9号「金融商品」の適用

IASBは、2015年6月23日に開催された教育セッションで以下のトピックについて議論した。

- 保険契約の新基準書の発効(IFRS第9号より1年または以上後になると予想されている)の前にIFRS第9号「金融商品」(発効日2018年1月1日)の要求事項を適用することによる影響
- 仮に保険者に対してIFRS第9号の適用が延期された場合の影響および延期の適用範囲
- 保険者が、例えばデュレーション・ミスマッチのような金融市場リスクをデリバティブでヘッジしている状況で、変動手数料アプローチが直接連動の有配当契約に適用される場合に生じ得る潜在的な会計上のミスマッチ、およびこれらのミスマッチに対処するために検討可能なアプローチ

このセッションにおいて、IASBによる決定は要求されなかった。

保険契約の新基準書より前のIFRS第9号の適用

IFRS第9号と保険契約の新基準書の発効日のタイミングの違いに関する、関係者により挙げられた共通の懸念は以下の通りである。

- 保険負債とこれらの負債の裏付けとして保有されている資産との会計上のミスマッチの増大による、純損益の一時的なボラティリティの増大。この追加的なボラティリティは、IFRS第9号と保険契約の新基準書の発効日の相違に起因して生じるものである。
- 短い期間に2つの非常に密接に関連した会計基準を連続して適用する際の、作成者にとっての追加的なコスト。
- 財務諸表の作成者および利用者の両者に対する複雑性の追加。

スタッフは、保険者の現在のALM(asset-liability management)活動は既存の会計上のミスマッチにすでに対処していると分析した。保険契約の新基準書の前にIFRS第9号が適用される場合、新たな会計上のミスマッチが生じる可能性があり、既存の基準は、保険者がこれらの新たな会計上のミスマッチを解消または削減するのに十分なガイダンスまたは要求事項を有していないかもしれない。

スタッフはこれらのミスマッチに対処し削減するために検討可能な以下の方法を分析した。

1. 保険負債の会計処理の観点では、IASBがIFRS第4号「保険契約」にて提供されている既存のオプションを検討すること、または、IFRS第4号の修正を通じて追加的なオプションを提供することを検討すること。
2. 金融資産の会計処理の観点では、IASBが保険者に対してIFRS第9号の発効日を延期することを検討すること。

IFRS第4号保険契約における利用可能なオプション

スタッフは、既存の保険契約の基準書であるIFRS第4号が、会計上のミスマッチを削減するために適用し得る選択可能なアプローチを保険者に提供していることを示した。これらのアプローチは、IFRS第9号が施行される際も利用可能であり目的適合性がある。これらのアプローチには、資産に係る利得または損失の実現と、保険負債の測定との間に直接的な関連がある場合のシャドウ・アカウンティングの利用が含まれる。そのようなアプローチは、資産について認識されているが未実現の利得または損失の影響が、実現利得または損失の影響と同じとなるように、保険者が会計方針を変更することを可能とする。保険負債、繰延新契約費または無形資産に対する関連する調整は、未実現利得または損失がその他の包括利益で認識される場合に、かつ、その場合にのみ、その他の包括利益において認識される。[IFRS第4号30項]もう一つのアプローチは、会計上のミスマッチに対処し削減するために、保険者の保険負債の一部またはすべての測定に現在の市場金利を使用することである。

IFRS第4号「保険契約」への修正の可能性

スタッフの分析では、IFRS第9号の適用時に生じ得る潜在的な会計上のミスマッチに対処するために、選択可能なベースでの適用を前提に、IASBがIFRS第4号への修正を検討することも可能であると議論していた。それらの修正とは、

1. 以下の場合に、資産に係る未実現の利得および損失を相殺するように、保険負債に係る利得および損失を認識するシャドウ・アカウントの調整と同様の調整を認める。
 - 損害保険契約のケースのような、資産と保険負債との間に直接的な関係がない場合。
 - 資産の実現と保険負債の測定との間に直接的な関連があるが、その資産に係る利得および損失が保険契約者ではなく保険者に帰属する場合。
2. IAS第39号に基づく資産の価値の変動とIFRS第9号に基づくそれら資産の公正価値の変動のうち、それぞれ純損益に認識されている範囲の差額を反映するように、保険者が負債の調整を認識することを認める。このアプローチはIFRS第9号の適用による影響を繰り延べるが、IFRS第9号の実際の適用を延期しない。

いずれのアプローチにおいても、IASBは調整の対象となる資産の定義、および、保険者が調整対象となる資産を指定することを認めるかどうかを検討する必要がある。

保険業界に対するIFRS第9号「金融商品」の延期

スタッフの分析では、IASBが保険業界に対するIFRS第9号の発効日の延期を検討することも可能であると議論していた。保険契約の新基準書の発効日の前にIFRS第9号を適用した場合に生じ得る、潜在的な会計上のミスマッチに対処するためのこの代替アプローチに関して、IASBは以下を検討する必要がある。

- 適用範囲の決定、および、延期が適用できるように充足すべき要件の設定。
- 追加的な表示および開示の要求事項の必要性の評価。
- 適用が認められた場合の会計上の影響、および、これらの影響に対処するための追加的なガイダンスの必要性の識別。
- 延期は任意か強制か。

スタッフの分析では、IFRS第9号の延期に関する3つのアプローチについて議論している。アジェンダ・ペーパー2G(2015年6月開催の会議)においてスタッフにより提供された例示のシナリオを用いると、延期は以下のように適用されることとなる。

持株会社			
子会社 A		子会社 B	子会社 C
保険事業	銀行事業	保険事業	銀行事業

出典：2015年6月開催IASB会議のアジェンダ・ペーパー2G

アプローチ1: 報告企業レベルでの延期の適用

延期の要件を充足する各報告企業は、IFRS第9号またはIAS第39号「金融商品：認識および測定」のいずれかを**すべての**金融商品に適用する。子会社Aが保険事業および銀行事業の両方を行っている上記例示のシナリオにおいて、子会社AはIFRS第9号またはIAS第39号のいずれかを適用することができるが、選択した基準を金融商品の一部ではなく、すべてに一貫して適用する必要がある。持株会社レベルでは、持株会社はグループ全体として延期の要件を充足するかを評価する必要がある。連結上でIAS第39号またはIFRS第9号のいずれかを適用するという持株会社の選択は、すべての金融商品に一貫して適用する必要がある。このシナリオでは、単一の金融商品会計基準のみが報告企業によって適用される。

スタッフは、どの報告企業が延期を適用する要件を充足するかという範囲を設定する際に、以下の要件がIASBによって検討され得ると分析した。

- 企業がIFRS第4号の範囲に含まれる契約を発行している。
- 保険事業が企業の事業のうち重要な部分であると考えられる。
- 企業が規制下にある保険会社である。

アプローチ2: 法的企業レベルでの延期の適用

延期の要件を充足する各法的企業は、IFRS第9号またはIAS第39号「金融商品：認識および測定」のいずれかを**すべての**金融商品に適用する。このアプローチとアプローチ1との違いは、上記例示のシナリオにおける持株会社のような複数の法的企業で構成される報告企業にとって、持株会社は連結上でIAS第39号およびIFRS第9号の両方を適用し得ることである。これは、子会社BがIAS第39号の適用を選択できる一方で、子会社CはIFRS第9号を適用しなければならず、これらは持株会社の連結勘定に引き継がれるためである。

アプローチ3: 保険事業に対する延期の適用

このアプローチでは、IFRS第9号の延期の要件を充足する保険事業を有する法的企業は、IAS第39号およびIFRS第9号の両方を適用することができる。例示のシナリオでは、子会社Aの保険事業が延期の要件を充足し延期の適用を選択する場合、保険事業に関連する金融商品に対してはIAS第39号を適用し、銀行事業に関連する金融商品に対してはIFRS第9号を適用することができる。

スタッフは、アプローチ2またはアプローチ3を使用する場合には、IASBは、報告企業が金融商品を会計処理する際にIAS第39号とIFRS第9号の両方を適用するシナリオにおいて、単一の報告企業内の複数の法的企業間の金融資産の移転に係る会計処理および開示要求を検討することが求められると分析した。IAS第39号の既存の分類変更に係る要求事項やIFRS第9号の経過措置に係る要求事項、ならびにIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に基づく会計方針の変更は、上記のシナリオにおける金融商品の会計処理を想定していない。

連結財務諸表において、IAS第39号とIFRS第9号という2つの異なる金融商品基準に基づき会計処理されている金融資産の移転の会計処理に関する以下3つの代替案が検討され得る。

1. 再評価、および必要な場合には移転の際の分類の変更を要求する。
2. 移転の際の分類の変更を禁止する。
3. 再評価、および必要な場合にはすべてではないが一部の状況において分類の変更を要求する。

IASBは、延期が任意となるのか強制となるのかについての見解も議論した。

保険事業に関連するリスクのヘッジ

IASBは、保険者が保険契約における金融市場リスクをデリバティブでヘッジするというシナリオにおいて、サービスに対する変動手数料アプローチが適用されている場合に生じ得る潜在的な会計上のミスマッチについての見解を議論した。スタッフは、そのようなシナリオにおいて会計上のミスマッチは生じると分析した。なぜなら、デリバティブの価値に関する財務上の仮定の変更による影響は直ちに認識されるのに対して、財務上の仮定の変更による影響はCSMに対して調整され、そのCSMはカバー期間にわたって認識されることによるのみ純損益に影響することとなるためである。

IASBは、変動手数料アプローチが適用された場合の会計上のミスマッチに対処するための3つのアプローチを検討した。

- アプローチ1: サービスに対する変動手数料アプローチの限定的な適用。このアプローチでは、保険者は以下の選択肢を有する。(a) デリバティブ契約を締結することにより保険事業に関連するリスクをヘッジしている場合に、サービスに対する変動手数料アプローチを使用すること(ただし、ヘッジ会計が適用できない場合に生じる会計上のミスマッチを受け入れる必要がある)または、(b) 保証および基礎となる項目における保険者持分に関連する変動を認識するために一般的測定モデルを使用することである。
- アプローチ2: 保証および基礎となる項目における保険者持分の価値の変動を、CSMではなく純損益に認識する。
- アプローチ3: デリバティブを基礎となる項目として指定する。このアプローチでは、保険者は基礎となる項目の一部として識別された金融市場リスクに対するエクスポージャーを正確に軽減する名目上のデリバティブを指定する必要がある。

IASBは、保険者が上記のアプローチを無条件か、あるいは条件付で適用することを認めるべきかどうかを検討しなければならない。その条件は、IFRS第9号6.4.1項に規定された要件と同様であるが、保険契約にヘッジ会計を適用する際の複雑性を反映するために修正されるであろう。

教育セッション: 有配当契約に係る会計モデル案

このニュースレターの本セクションは、教育セッションで提示されたスタッフの分析のみを含んでいる。必要に応じて、IASB理事の見解をイタリック体で記載している。

欧州CFOフォーラムにより提案された有配当契約に関する代替的な会計モデル

2014年11月19日の会議で、欧州CFOフォーラムの代表者は、教育セッションにおいて有配当性を有する契約(「有配当契約」)に係る代替的な会計処理を提示した。

有配当契約に係る代替的な会計モデルは、2013年EDが提案する有配当契約の会計処理に対する保険者の懸念に対応して、欧州CFOフォーラムによって開発された。2013年EDにおける提案は「ミラーリング」アプローチとして知られていた。提案された代替的な会計モデルは、保険負債に係る現在履行価値測定のIASBのフレームワークを基礎としており、IASBによって提案された一般的なビルディング・ブロック・アプローチに沿うよう意図されている。したがって、欧州CFOフォーラムはすべての保険契約に関して単一の測定基礎ができると主張している。詳細は、「欧州CFOフォーラムによる代替モデル案: 有配当契約に係る会計処理」のセクションを参照のこと。

有配当契約のカテゴリー

直接連動の有配当契約

直接連動の有配当契約とは、変動手数料アプローチを使用するのに適格かどうかに関して設定された要件を充足する契約である(本ニュースレターの「2015年3月19日教育セッション」のセクションを参照)。

間接連動の有配当契約

間接連動の有配当契約とは、契約において、キャッシュ・フローが基礎となる項目に対するリターンに対応して変動するが、当該契約は保険者に基礎となる項目からサービスに対する変動手数料を控除した金額を保険契約者に対して支払う義務を生じさせない契約である。これらの契約は、変動手数料アプローチに基づいて会計処理するのに適格ではない。

直接連動の有配当契約に係る会計処理案

相互扶助が存在する場合の変動手数料アプローチ

相互扶助は、保険契約者たちが基礎となる項目の同じプールからのリターンを共有するが、これらのリターンに関して、ある保険契約者のグループが他の保険契約者グループの権利に対する残余の権利を有しており(最低保証を条件に)、彼らが受取るリターンが他の保険契約者に対する保証により減額されるかもしれない場合に生じる。

いつ相互扶助が生じるかを定義する上で、ポートフォリオに損失が生じている保険契約者のグループに一定額を支払うために保険者があられる保険契約者のグループから稼得する金額を変動させるシナリオと、ある保険契約者のグループがポートフォリオに損失を生じている他の保険契約者のグループと自身のポートフォリオの基礎となる項目からの正のリターンを共有するシナリオとを、明確化し区別する必要がある。

変動手数料アプローチを適用する上で、契約上のサービス・マージン(「CSM」)に係る分解のレベルは、相互扶助の取決めを考慮し決定され、以下を生じさせる。

- ある保険契約のグループが不利(onerous)となり、他の保険契約者のグループがそれらの損失を負担する場合には、損失が純損益で認識されない。
- ファンド全体に含まれる基礎となる項目が、全体として損失を負うのに十分でない場合にのみ、不利な契約より生じる損失が純損益に認識される。

スタッフは、相互扶助の取決めを有する契約の開始時点で損失を認識することになるような例外を導入することは、複雑性を増大させることになると考えた。しかしながら、スタッフは透明性を向上させるために保険契約者に対して発行された保証の性質に関して追加的な開示が要求されるかどうかを検討する予定である。

変動手数料アプローチに基づく直接連動の有配当契約に対する収益の提案の適用

スタッフは、無配当契約に係る収益の提案を変動手数料アプローチに基づいて会計処理される直接連動の有配当契約に適用した場合の、3つのサンプルのシナリオを提示した。決議は要求されなかった。

変動手数料アプローチに基づく直接連動の有配当契約に対する経過措置の適用

スタッフは、単純化した遡及的アプローチを適用する際に、変動手数料アプローチに基づいて会計処理される直接連動の有配当契約に係る移行措置に対して、2つのアプローチを提示した。

- (1) 追加的な単純化を要求しない。これは、変動手数料アプローチを適用する際、完全な修正再表示が実務上不可能な場合に、保険者は一般的に移行日のCSMを算定するのに公正価値(FV)アプローチを適用することを意味する。
- (2) 以下の追加的な単純化を提供する。移行日までのCSMの累計解放額を算定する際に、保険者は以下を前提とすることができる。
 - (a) 当初認識時のCSMは以下を加算することで導き出される。
 - (i) 当初認識日から移行日までの間の貨幣の時間価値を調整した、移行日時点での予想変動手数料、および、(ii) 移行日より前に生じた変動手数料に関連したキャッシュ・フローの支払い
 - (b) 当初認識日から移行日までの間に解放されたCSMの金額は、当初認識時のCSMが定額法で解放されたたと仮定して見積ることができる。

当期簿価利回りアプローチ(current book yield approach)が適用される場合、その他の包括利益(OCI)の累計額を算定する際に、保険者は以下を前提とすることができる。

- 保険契約の当初認識と基礎となる項目の当初認識の時期の相違による、保険契約と基礎となる項目に係るOCIの累計残高に差異はない。
- 保険契約に係るOCIの累計残高は、以下の通り基礎となる項目がどのように会計処理されるかによって算定される。

基礎となる項目の測定の基礎	保険契約に係るOCIの累計額
純損益を通じた公正価値	ゼロ
OCIを通じた公正価値	基礎となる項目に係るOCIの累計額と同額
償却原価	基礎となる項目の償却原価と公正価値の差額と同額

間接連動の有配当契約に係る会計処理案

スタッフは、無配当契約に関するこれまでのIASBの暫定決定を間接連動の有配当契約に適用した場合の分析を提示した。

保険者が基礎となる項目からのリターンの保険契約者持分に対して裁量性を有している場合のキャッシュ・フローの変動

以下の表は、財務上の仮定の変更、または、配当の割合(Participation percentage)の変更から生じる将来のサービスに関連する履行キャッシュ・フロー(「FCFs」)の変動を、保険者がどのように会計処理するかを示している。

財務上の仮定に変更があるか(例:金利)	配当の割合に変更があるか	将来のサービスに関連するFCFsの変動が認識されるのは:
あり	なし	純損益
なし	あり	CSMIに対する調整

しかしながら、財務上の仮定に変更があるが、保険者が期待キャッシュ・フローが変動しないように基礎となる項目からのリターンに対する保険契約者持分に対して裁量権を行使することにより、期待キャッシュ・フローに変動が生じない場合、保険者は以下のとおり正味の変動を会計処理しなければならない。

1. 財務上の仮定の変更により生じる変動額を純損益に認識する。
2. 保険者が、期待キャッシュ・フローが変動しないように、配当割合に対して裁量権を行使することで生じる相殺するような変動を、CSMIに対する調整として認識する。

事後測定におけるCSMの算定に使用される割引率

スタッフはまた、事後測定においてCSMの算定の際に使用する割引率に関するこれまでのIASBの暫定決定を間接連動の有配当契約に適用した場合の分析を提示した。具体的には、暫定決定には以下が含まれる。

- 将来のサービスに関連するFCFsの変動を算定する際に使用する割引率は、当初認識の日に算定され、保険契約のキャッシュ・フローの特性を反映する率でなければならない。(2014年3月開催の会議にて暫定的に決定)
- CSMに係る利息の発生計上の際に使用する割引率は、保険契約の当初認識時に決定された割引率でなければならない。(2014年7月開催の会議にて暫定的に決定)

間接連動の有配当契約の測定に係る変動手数料アプローチの影響

スタッフは、間接連動の有配当契約への適用に関して、当初認識時において一般モデルと変動手数料アプローチに相違はないと述べた。しかし、事後測定において、いずれのアプローチで測定するかでCSMは相違する。なぜなら、変動手数料アプローチでは、CSMは資産からのリターンの当期の見積りを反映するのに対し、一般モデルでは、CSMを調整しCSMに係る利息の発生計上を行うためにロックイン割引率を用いるためである。さらに、一般モデルでは、CSMの期首残高はロックイン割引率を反映する。

包括利益計算書における金利費用

スタッフは、保険者がキャッシュ・フローの重要な部分が基礎となる項目の変動に対応して変動すると見込んでいる契約への実効利回りアプローチ(effective yield approach)の適用可能性についての分析を提示した。いかなる修正も実効金利の算定に複雑性を増大させることになるため、修正を要求しないと提案した。

有配当契約に係る金利費用の表示

実効利回りアプローチが純損益における金利費用の算定に使用される場合、保険者は会計方針の選択肢として、金利費用を以下のいずれかの方法で表示することができる。

- (a) すべてを純損益に表示
- (b) 実効利回りアプローチを用いて、純損益およびOCIに表示

純損益における金利費用の算定に当期簿価利回りアプローチ(current book yield approach)の要件を充足していた契約に関して(本ニュースレターの「2015年3月19日教育セッション」のセクションを参照)、スタッフは、代わりに純損益における金利費用を算定する上で以下の会計方針の選択肢を設けることを提案した。

- (a) 当期簿価利回りアプローチ
(current period book yield approach)
- (b) 実効利回りアプローチ
(effective yield approach)
- (c) 現在の割引率(すなわち、すべて純損益にて認識)

2015年3月19日教育セッション

基礎となる項目からのリターンに対応して保険契約者への支払いが変動する保険契約に適用するために、2つのアプローチが検討された。

アプローチ1: 基礎となる項目における保険者持分を、基礎となる項目から生じる経済的リターンの持分と捉える会計処理

このアプローチでは、保険者の利益は、投資からのリターンと保険者が保険契約に基づきこれらの収益から保険契約者に支払うと約束した支払いとの差額から生じる。保険契約者は、投資リターンの一部にのみ権利を有しており、これら投資リターンの残りの部分は、保険者に帰属すると考える。したがって、保険負債の変動は、必ずしも基礎となる項目の価値の変動と同額とはならない。これは、その期間における基礎となる項目に対する保険者の経済的持分の変動を反映する。契約上のサービス・マージン(CSM)に対して調整は行われない。

アプローチ2: 基礎となる項目における保険者持分を、保険契約者に対して発生した給付から控除されるサービスに対する変動手数料と捉える会計処理

このアプローチは、保険者が保険契約者に対して、基礎となる項目の価値からサービスに対する変動手数料を控除した金額と同額を支払う義務を有していると考えられる。このアプローチは、しかしながら、以下の要件を充足した場合にのみ適用可能である。

- 契約で、保険契約者が、基礎となる項目の明確に特定されたプールに参加している旨を明示している。
- 保険者が、契約からのキャッシュ・フローの重要な部分が、基礎となる項目の変動に対応して変動すると見込んでいる。
- 保険者が、保険契約者は基礎となる項目からのリターンに対する重要な持分を表す金額を受取ると見込んでいる。

「重要な部分」および「重要な持分」という文言は、保険者の判断に基づき保険者によって定義されることとなる。

このアプローチでは、保険契約者は基礎となる項目からのすべての変動リターンに対して権利を有し、投資の受取金から保険者に対して変動手数料が支払われると考える。したがって、このアプローチは、経済的ミスマッチの可能性がなく、保険者が基礎となる項目を保有している場合にのみ適用可能であることが期待される。基礎となる項目の価値のいかなる変動も、保険契約負債の価値に同額の変動を生じさせる。保険負債の内訳の変更が要求され、履行キャッシュ・フローのうち契約に基づく将来のサービスに対して保険契約者が支払うサービス手数料の追加見積り部分を、CSMIに再配分することとなる。

契約上のサービス・マージン(CSM)およびその他の包括利益(OCI)に係る会計処理に関する提案

契約上のサービス・マージン(CSM)

基礎となる項目における保険者持分が基礎となる項目からの経済的リターンの持分であると考えられる場合、無配当契約に係る一般的な会計モデルからの大幅な変更は要求されない。

一方で、基礎となる項目における保険者持分がサービスに対する変動手数料と考える場合、事後測定時のCSMIに関して特定の変更が提案されている。将来のサービスに対する変動手数料の見積りの変動は、将来のサービスに関連する見積りの変動と整合的な方法で会計処理される。したがって、そのような見積りの変動は、変動の生じた期間ではなく将来の期間において認識されるように、CSMで調整されることとなる。

CSMIに係る利息の発生計上およびCSMIに対する調整額の算出に使用される利率は、現在の金利である。これは、ロックイン金利が使用される無配当契約に係る要求事項とは異なる。

包括利益計算書における金利費用¹

包括利益計算書における金利の表示に関して2つのアプローチが提案された。

- (a) 実効利回りアプローチ (effective yield approach)。これは、IFRS第9号金融商品にて使用されているアプローチと同様である。IASBが包括利益計算書における金利費用の算定に実効利回りアプローチを採用すると決定した場合、スタッフは一定利回り法 (level yield method) または予定利回り法 (projected crediting method) を使用すべきかを将来の会議において検討する予定である。これらのアプローチの仕組みの詳細は、本ニュースレターの「2014年9月23日開催のIASB会議における暫定決定事項」を参照のこと。
- (b) 当期簿価利回りアプローチ (current period book yield approach)。これは、2014年11月14日開催の教育セッションの欧州CFOフォーラムにおける提案を考慮に入れているが、その適用はより制限的である。

本会議にて提案された当期簿価利回りアプローチは、経済的ミスマッチの可能性がなく、選択によるものかまたは要求によるものかに関わらず、保険者が当初認識時に基礎となる項目を保有することを意図し、事後測定時にも保有し続けている場合にのみ、適用可能となる。基礎となる項目が現在測定基礎によらない場合に算定された簿価利回り、当期簿価利回りととの差額は、OCIで認識されることとなる。

会計アプローチの適格性の再評価

スタッフは、当初認識後に保険者が、変動手数料アプローチに係る有配当契約の適格性を再評価することを要求しないことを提案した。この条件は、契約が特定された基礎となる項目の変動に対応して変動するキャッシュ・フローの重要な部分を有している、または、保険者が基礎となる項目からのリターンの重要な持分を保険契約者が受取ることを見込んでいることに依存する。

スタッフはまた、保険者が当期簿価利回りアプローチを適用する目的で基礎となる項目を保有する場合の、追加的な要求事項を導入することを提案した。その状況では、保険者が当初は基礎となる項目を保有していたが、もはや基礎となる項目を保有しない場合、保険者は当期簿価利回りアプローチを使用することを中止し、代わりに実効利回りアプローチを適用することが要求される。

契約上のサービス・マージンの認識

投資関連サービスの提供パターン

保険者が投資関連サービスを保険契約者に提供するという有配当契約に関して、保険契約者に提供されるサービスのパターンは時の経過および管理対象の資産の金額の組合せを通じて決定され得る。

複数のサービスのタイプが存在する場合の配分

スタッフは、同じ契約から複数のサービスが提供される場合に、企業が契約期間にわたる混合サービスの移転パターンをどのように測定すべきか決定するために、主要部分アプローチを用いることを検討した。しかしながら、このアプローチにより実務上の複雑性がもたらされる可能性があることから、最も単純で最も主観的でないアプローチは、保険者に時の経過に基づいてCSMを認識することを要求することであろう。

1. スタッフは会議の中で、当該文言について再検討することを示した。これは、基礎となる項目における変動が必ずしも金利費用または金利費用の性質に関連するとは限らないからである。

2013年EDの再審議での暫定決定事項： 無配当契約に係る会計処理

以下は、2013年EDの提案の再審議において行われたIASBの暫定決定を要約したものである。これまでに行われた暫定決定は、無配当契約に対するもののみである。スタッフは、将来の会議において有配当契約全体に関する決定をIASBに要請する予定である。有配当契約に関する再審議を完了したら、IASBは無配当契約に係る最終的な会計モデルに対する以前の決定を再検討する予定である。

2015年1月22日開催のIASB会議における暫定決定事項

IFRS第9号「金融商品」適用後の保険契約の新基準書の適用開始

IASBは、特定の状況では、保険契約の新基準書の適用開始時に、保険者が金融資産を再指定することを認めるという2013年EDの提案を暫定的に確認した。

IASBはまた、保険契約の新基準書の適用開始日において、当該日に存在する事実と状況に基づいて、金融資産に係る事業モデルを再評価することを認める、または要求する追加的な移行の救済措置を設けることを検討することも暫定的に決定した。再評価は、IFRS第9号4.1.2項(a)および4.1.2A項(償却原価およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資産の分類規定)で規定された条件の存在を再度実質的に検討することになる。

金融資産の再指定に関する2013年EDからの抜粋

C11表示する最も古い期間の期首現在で、企業が本基準[案]を最初に適用する際に、企業には次のことが認められるが、要求はされない。

- (a) 企業が本基準[案]を最初に適用する日において、金融資産が、IFRS第9号の4.1.5項の条件を満たす場合には、当該金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するように再指定すること
- (b) 企業が過去にIFRS第9号を適用していた場合に、次のいずれかを行うこと
 - (i) 資本性金融商品に対する投資をIFRS第9号の5.7.5項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに指定すること
 - (ii) 資本性金融商品に対する投資をIFRS第9号の5.7.5項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとした過去の指定を取り消すこと

C12金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するという過去の指定について、本基準[案]の適用開始によりその過去の指定の原因となった会計上のミスマッチが解消する場合には、企業は当該指定を取り消すことが要求される。

スタッフ・ペーパーによれば、前述の追加的な移行の救済措置案に関連する以下のトピックは、将来の会議にて検討される予定である。

- a) 移行の救済措置が適用される金融資産
- b) 移行の救済措置の適用によって、移行日に金融資産の分類が変更された場合に、
 - i. 変更を将来に向かって適用すべきか、または遡及的に適用すべきか
 - ii. 結果として生じる利得または損失をどのように取り扱うべきか
 - iii. 保険契約の新基準書の適用開始時点で金融資産の事業モデルが変更される場合に要求される開示

IASBはまた、保険契約を発行している企業に対して、IFRS第9号の2018年1月1日の強制発効日を延期しないことも暫定的に決定した。

2014年10月23日開催のIASB会議における暫定決定事項

無配当契約に関する経過措置

IASBは、表示する最も古い期間の期首(「移行日」)において、保険者は、実務上不可能でない限り、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に従って、遡及的に保険契約基準案を適用するべきであるという、2013年EDの提案を暫定的に確認した。

単純化したアプローチ

IASBは、遡及適用が実務上不可能とみなされる場合、経過措置に対して単純化したアプローチを使用することに関する2013年EDの提案についても暫定的に確認した。保険者は、以下で議論されているとおり、移行日におけるリスク調整の算定について提案されている方法に修正を行った上で、2013年EDのC5項およびC6項にて説明されている単純化の提案のすべてを適用することが要求される。経過措置の要求事項に関する2013年EDの提案の詳細は、「経過措置に対する2013年EDのアプローチの要約」のセクションを参照のこと。

保険者が、移行時に単純化したアプローチを適用する際、保険者は、当初認識日現在のリスク調整を、当初認識日から移行日までの予想されるリスクの解放の分だけ移行日におけるリスク調整を修正することによって見積るべきであることを、IASBは暫定的に決定した。予想されるリスクの解放は、保険者が移行日において発行している類似の保険契約(のリスクの解放)を参照して決定すべきである。

公正価値アプローチ

IASBは、単純化したアプローチが実務上不可能な場合、保険者は「公正価値アプローチ」を適用するべきであることを暫定的に決定した。公正価値アプローチは、単純化したアプローチの代替アプローチではなく、単純化したアプローチが実務上不可能とみなされる状況においてのみ、適用されるアプローチであることに留意するべきである。

公正価値アプローチでは、保険者は、移行日におけるCSMを、移行日における保険契約の公正価値と同日現在で測定した履行キャッシュ・フローの差額として算定しなければならない。

純損益における金利費用、および資本に累積したその他の包括利益の関連する金額の算定に使用する割引率は、2013年EDのC6(c)項および(d)項にて提案された単純化したアプローチによる方法を用いて、保険契約の当初認識日における割引率を見積ることで算定する。

開示要求

IASBは、表示する各期間のうち、単純化したアプローチまたは公正価値アプローチに従って測定された契約が存在する期間について、保険者は、単純化したアプローチを用いて測定した契約、および、公正価値アプローチを用いて測定した契約について、2013年EDのC8項で提案された情報を別々に開示すべきであると暫定的に合意した。

2014年9月23日開催のIASB会議における暫定決定事項

純損益に金利費用を表示するための簿価利回りアプローチおよび実効利回りアプローチ

前回のIASB会議にて、IASBはスタッフに対し、純損益に表示する金利費用を算定する際の、簿価利回りアプローチおよび実効利回りアプローチの2つのアプローチを検討するよう指示した。今回の会議で、スタッフは、簿価利回りアプローチおよび実効利回りアプローチの適用方法について異なる見解を提示し、それぞれのアプローチをどのように定義すべきか提案した。スタッフはまた、それぞれのアプローチの帰結を説明するために、様々なシナリオを用いた設例を提供した。いずれのアプローチも、財政状態計算書における保険契約負債の測定に影響を与えることはない。

これらのトピックに関して、IASBによる決定は要求されなかった。

簿価利回りアプローチ

簿価利回りアプローチの目的は、基礎となる項目と保険契約負債との間に経済的ミスマッチがない場合に、純損益における金利費用の表示と基礎となる項目からの金利収益との間の会計上のミスマッチを削減することである。

簿価利回りアプローチを適用する際の4つのステップは以下のとおりである。

- (1) *基礎となる項目を識別する。* 簿価利回りアプローチは、保険者が基礎となる項目を保有し、保険契約者がこれら基礎となる項目からのリターンの重要な部分を受取る場合にのみ適用可能である。
- (2) *基礎となる項目の簿価利回りを算定する。* 簿価利回りは、基礎となる項目の会計上のリターンから導き出される。基礎となる項目は、その会計処理に従い、取得原価、償却原価または公正価値で算定されている。
- (3) *イールド・カーブを作成する。* スタッフは、イールド・カーブを作成するための5ステップ・アプローチが提示した。
- (4) *保険契約の当初認識時に生じるいかなる差額も解消するようにイールド・カーブを調整する。* 例えば、以下を反映するためにイールド・カーブを調整することが挙げられる。

- 新規の保険契約者からの受取保険料が、既存の保険契約者の保険金支払いに使用される。
- 新規の保険契約者が、既存の保険契約負債に対応して保有されている基礎となる項目を「引き継ぐ」。

スタッフは、これらの場合において、簿価利回りは新規契約の当初認識日ではなく、基礎となる項目の購入日以降の市場利回りを反映すると述べた。

簿価利回りは表示目的のためだけに用いられるものであるが、上記で説明したように簿価利回りアプローチを適用すると、当初認識時にOCIに一定の金額を認識する結果となる。スタッフは、当初認識日において財務諸表にOCIの金額が認識されることがないように、当初認識時の簿価利回りを常に調整することを提案した。

スタッフは、簿価利回りアプローチの目的は会計上のミスマッチを最小化することであり、以下の場合に適用可能とすることを提案した。

- (a) 基礎となる項目が債券であり、取得原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される（「FVOCI」）債券については予想信用損失を簿価利回りに反映させている。
- (b) 基礎となる項目が取得原価で測定される投資不動産であり、保険契約者は賃貸収益の持分からのみ便益を受ける。
- (c) 基礎となる項目が債券および上記b)の投資不動産以外であって、純損益を通じて公正価値で測定される（FVTPL）。

スタッフが提案した簿価利回りアプローチは、基礎となる項目がOCIを通じて公正価値で測定される資本性金融商品を含む場合、および、取得原価で測定され、保険契約者がキャピタル・ゲインの持分を受取る投資不動産を含む場合は認められない。スタッフは、簿価利回りアプローチが用いられる場合、これらの状況では会計上のミスマッチが生じると説明した。

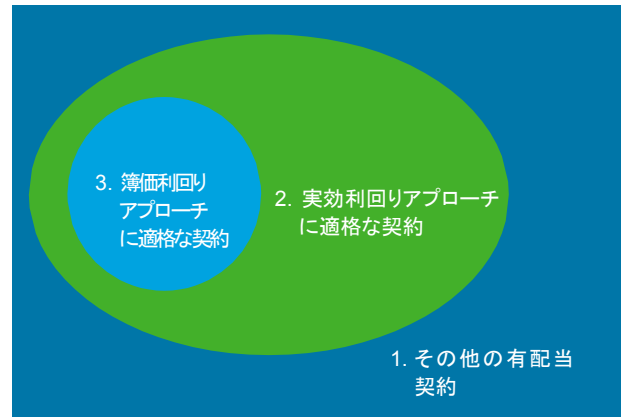
実効利回りアプローチ

スタッフは、IASBによる検討のために、純損益に金利費用を表示するための2種類の実効利回りアプローチを提示した。それらは、一定利回り法（level yield method）および予定利回り法（projected crediting method）である。前者は、以前FASBが保険契約プロジェクトにおいて提案したものと似ている。この方法において、実効利回りは、将来キャッシュ・フローの見積りを、報告日において償却原価ベースで算定された保険契約負債の帳簿価額まで正確に割り引く単一の利率として当初認識時に決定され、投資リターンの見積りの変動による保険契約者へ支払い見込額の変動に応じて改定される。

スタッフは、もう一つの実効利回りアプローチである予定利回り法をIASBに提案した。この方法は、一定利回り法よりも金利費用を密接に投資収益に対応させ、それにより、より効果的に会計上のミスマッチを削減する。

この方法において、使用される割引率は、保険者が保険契約者キャッシュ・フローの算定の際に使用することを意図する利率であり、保険契約者が基礎となる項目からのリターンを共有することから、保険契約者への分配額を反映するものでなければならない。

簿価利回りアプローチおよび実効利回りアプローチの適用範囲



有配当契約に対するOCIの使用

IASBは、無配当契約に関して決定したのと同様に、有配当契約に関して保険者が割引率の変動の影響を純損益またはOCIのいずれかに表示することを、ポートフォリオ単位での会計方針の選択とすべきかどうかについても議論した。

以下の表は、簿価利回りアプローチが、実効利回りアプローチに適用可能な有配当契約と比較して、より狭い範囲の有配当契約に適用可能であることを表している。しかしながら、簿価利回りアプローチにも実効利回りアプローチにも適格でない他の有配当契約も存在する。これらは、「基礎となる項目からのリターンのほとんどすべて」を保険契約者に移転するという要件を充足しない契約である。

セクター3: 簿価利回りアプローチに適用可能な有配当契約

IASBは、6月17日開催の会議で、純損益に金利費用を表示するための簿価利回りアプローチを有配当契約に適用可能である範囲を制限することを暫定的に決定した（詳細は、「6月17日開催のIASB会議における暫定決定事項」のセクションを参照）。それに加えて、スタッフは、会計上のミスマッチが削減される場合のみ、簿価利回りアプローチの使用を認めることをIASBに提案した。

簿価利回りアプローチを使用することで保険契約と基礎となる項目との間の会計上のミスマッチが生じるまたは増大する場合には、保険者は実効利回りアプローチを使用する。

純損益の金利費用を算定するための簿価利回りアプローチは必要か

IASBは、保険者が有配当契約に関して割引率の変動の影響をOCIに表示する場合、保険者に簿価利回りアプローチの使用を認めないことで、純損益に金利費用を表示するための簿価利回りアプローチの使用をさらに制限するというスタッフの提案についての見解も議論した。

セクター2: 実効利回りアプローチに適切な有配当契約

スタッフは、純損益に金利費用を表示するための実効利回りアプローチは、基礎となる項目に対応して変動するキャッシュ・フローが契約期間にわたり保険契約者が受取る給付全体の重要な部分である場合に、有配当契約に対して適用可能とすることを提案した。しかしながら、簿価利回りアプローチに適切な有配当契約と異なり、保険者は基礎となる項目を保有する必要がない。

セクター1: 簿価利回りアプローチにも実効利回りアプローチにも適格でない有配当契約

簿価利回りアプローチおよび実効利回りアプローチのいずれの要件も充足しない契約に関して、保険者は、純損益に金利費用を表示するために無配当契約に適用される一般モデルを適用することとなり、保険契約の開始時点でロックインされた割引率を用いることが要求される(詳細は、「3月18日開催のIASB会議における暫定決定事項」の「割引率の変動の影響を表示するためのOCIの使用」のセクションを参照)。

保険料配分アプローチ(「PAA」): 収益認識パターン

IASBは、5月21日開催の会議で、無配当契約に関して、ビルディング・ブロック・アプローチ(「BBA」)を使用する場合のCSMの配分パターンについての追加的なガイダンスを提供することを暫定的に決定した(詳細は、「5月21日開催のIASB会議における暫定決定事項」のセクションを参照)。この会議において、IASBは、PAAについても同様のガイダンスを提供すべきかどうかを議論した。

PAAでは、当期に係る保険契約収益は、予想受取保険料のうち当期に配分された金額として測定される。

IASBは、PAAでは、保険者は時の経過および予想有効契約数に基づき保険契約収益を純損益に認識すべきことを明確化することを暫定的に決定した。(BBAを単純化したものである)PAAでは、リスクの解放額は、保険カバー期間にわたって定額であると推定される。

しかしながら、IASBは、リスク解放の予想パターンが時の経過と著しく異なる場合には、発生保険金および給付金の予想時期に基づいて保険契約収益を純損益に認識することも暫定的に決定した。

これに当てはまるのは、例えば、ハリケーンから生じる損害をカバーする巨大災害保険であろう。損害発生リスクはハリケーンの季節中はそれ以外の季節より大きく、リスクの相違は、その近似値として発生保険金の予想時期を用いることで、収益配分において捕捉することとなる。

保険料配分アプローチにおける金利費用の算定

PAAでは、発生保険金に係る負債はBBAに基づく方法と同様の方法で測定され、保険者は現在の割引率カーブを用いて負債を割引くことが要求される。

IASBは、3月18日開催の会議で、BBAを用いて会計処理される無配当契約に関して、保険者が割引率の変動の影響をポートフォリオ単位で純損益またはOCIのいずれかに表示することを会計方針として選択することを暫定的に決定した。

この会議でIASBは、PAAの下で保険者が割引率の変動の影響をOCIに表示する場合、発生保険金に係る負債の金利費用の算定に使用する割引率は、保険金が発生した日にロックインした利率とすべきことを暫定的に決定した。この要求事項はまた、PAAに基づきカバー期間に認識された不利な負債に対しても適用される。不利な契約のポートフォリオの場合に使用する割引率は、不利な負債が識別された日の利率となる。

2014年7月22日開催のIASB会議における暫定決定事項 有配当契約についてのOCIの仕組み

IASBは、有配当契約の発行者が貨幣の時間価値の影響を純損益とOCIとに分離する会計方針を選択した場合の、金利費用の表示の決定に対する代替的アプローチについての見解を議論した。IASBは、IFRS第9号において変動金利の負債性金融商品に用いる実効金利法と類似したアプローチを検討した。また、そのようなアプローチの無配当契約への適用可能性を検討するようスタッフに指示するかどうかについても検討した。

IASBは、スタッフに金利費用の算定のための以下のアプローチを検討することを支持することを示した。それは、(a)基礎となる項目に対応して変動するキャッシュ・フローが契約期間にわたって保険契約者への給付全体の中で重要な部分である場合に、純損益における金利費用の表示に使用する割引率を契約の中のすべてのキャッシュ・フローについて改定するアプローチ、および、(b)実効金利法と類似したアプローチである。しかしながら、IASBは、そのようなアプローチの無配当契約に対する適用可能性については、IASBが有配当契約に対するアプローチを決定した後に検討するという見解を示した。

CSMの利息の発生計上およびCSMをアンロックするキャッシュ・フローの現在価値の計算に使用する利率

IASBは、CSMの利息の発生計上およびCSMをアンロックする期待キャッシュ・フローの現在価値の変動を計算する際に、契約の開始時にロックインした利率を使用すべきであると暫定的に決定した。

会計方針の変更

IASBは、3月18日開催の会議で、ポートフォリオ単位で割引率の変動の影響の表示についての会計方針を選択することを暫定決定した。この会計方針は、当該変動をすべて純損益で表示するか、または一部を純損益に他の部分をその他の包括利益に表示するかについて決定する。IASBは、7月22日開催の会議において、保険者は割引率の変動の影響の表示に関する会計方針の変更IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」を適用すべきこと、およびこの特定の会計方針を選択する際にIAS第8号の要求事項を補完するための追加的なガイダンスは提供しないことを暫定決定した。

2014年6月17日開催のIASB会議における暫定決定事項 観察可能なデータが欠如している場合の割引率の算定

2013年EDのB70項(a)は、以下を定めている。
「…場合によっては、企業は保険契約に係るイールド・カーブの決定を、企業が保有している実際の資産ポートフォリオまたは参照資産ポートフォリオのいずれかについての現在の市場利回りを出発点として反映するイールド・カーブに基づいて行う。ポートフォリオに係る利回りには、信用リスクと流動性リスクに係る市場リスク・プレミアムが含まれる。「トップダウン」アプローチでは、企業は次のことを行う。

- (i) 資産ポートフォリオに適用する観察可能な利回りから、保険契約に関連性のない要因の見積りを除外する。そうした要因には、出発点として使用しているポートフォリオに含まれている資産についての市場リスク・プレミアムが含まれる。
- (ii) ポートフォリオの中の資産のキャッシュ・フローの時期と保険契約のキャッシュ・フローの時期との相違について調整する。これは、資産のデレーションが負債のデレーションと一致することを確保するものである。
- (iii) 21項に従って、企業自身の不履行リスクは含めない。

保険契約の流動性特性とポートフォリオの中の資産の流動性特性との間に差異が残っている場合もあるが、トップダウン・アプローチを適用する企業は、それらの差異を除去するための修正を行う必要はない。」

IASBは、保険契約におけるキャッシュ・フローの調整に使用する割引率に関する2013年EDの提案を暫定的に確認し、観察可能なデータが欠如している場合に、どのように当該原則を適用すべきかについて明確化した。

したがって、IASBは、保険契約の測定において貨幣の時間価値を反映するために使用する割引率の算定の際、保険者は以下について判断を用いるべきであることを決定した。

- (a) 観察された取引と測定対象である保険契約の相違に対応するために、観察可能なインプットに対して適切な調整を行うことを確保する。
- (b) 観察可能でないインプットは、その状況において入手可能な最善の情報を用いて設定しなければならないが、市場参加者が当該インプットをどのように評価するのかを反映するという目的に依然として合致する方法で行う。したがって、観察可能でないインプットは、利用可能で関連性のある市場データと矛盾してはならない。

再保険に係る利得の非対称な取扱い

2013年EDは、履行キャッシュ・フローとカバー期間前のキャッシュ・フローがゼロを超過している、すなわち、不利であると考えられる契約において、保険者が当該超過額を直ちに純損益に認識することを要求している。しかしながら、対応する再保険による補填は、CSMを調整し、CSMが将来の期間にわたって配分される際に純損益に認識されることとなる。基礎となる契約に対する再保険契約による補填の非対称な取扱いは、会計上のミスマッチを生じさせる可能性がある。

IASBは、保険者が(純損益に直ちに認識される)元受契約に係るキャッシュ・フローの見積りの変更の結果生じる、再保険契約に係るキャッシュ・フローの見積りの変更を、純損益に認識すべきであると暫定的に決定した。この暫定決定により、不利なポートフォリオの損失を純損益を通じて認識すると同時に、不利なポートフォリオを補填する購入した再保険契約からの便益の認識を認めることとなる。

この暫定決定は、保有する再保険契約を会計処理する際に適用するのが、一般会計モデルなのか保険料配分アプローチなのかに関係なく、これらの再保険契約に適用される。

集約のレベル

IASBは、保険契約基準案の目的は個々の保険契約の測定に関する原則を提供することであるが、当該基準を適用する際に、保険者は、この目的を満たす場合保険契約を集約することが可能であることを明確化することに暫定的に合意した。

IASBは、2013年EDの付録A「用語の定義」に含まれる保険契約のポートフォリオの定義を修正することに暫定的に合意した。保険契約のポートフォリオの修正後の定義は以下となる。

「同様のリスクに対するカバーを提供し、単一のプールとして一括して管理されている保険契約」

この定義の新たなバージョンでは、「引き受けるリスクに対して同様に価格付けが行われている」保険契約のみを含むポートフォリオという要求事項が削除された。この削除により、ポートフォリオは追加型（open-ended）であり、保険者が引き受けるリスクに対する価格を変更した場合でも締め切る必要がないことが明確化された。

またIASBは、当初認識時にCSMまたは損失を算定する際、保険者は不利な契約を利益が生じている契約と組み合わせるべきではないと明示することについて暫定的に合意した（例えば、過去に販売された利益率のより高い契約で、同じポートフォリオの一部である契約）。保険者は、ある契約が当初認識時に不利であるかどうかを決定するために、事実および状況を検討しなければならない。

IASBは、事後測定時のCSMを算定する目的で保険契約を組み合わせる際の原則を説明する例示を盛り込むことで、保険契約のポートフォリオの定義の適用に関する追加的なガイダンスを提供することを暫定的に決定した。

最後に、IASBは、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に従い、保険者は、契約が含まれているポートフォリオ、および各ポートフォリオの保険契約から生じる負債の裏付けとして保有されている資産の会計処理方法を考慮して、類似の契約に対して一貫して会計方針を選択し適用すべきであることを暫定的に決定した。会計上のミスマッチの除去または大幅な低減について慎重に検討の上、IAS第8号に基づく個々のポートフォリオ単位での会計方針の選択肢として、その他の包括利益（OCI）を通じて保険負債の貨幣の時間価値の会計処理を選択することをIASBが暫定決定したことにより、保険負債に対応する資産への参照が必須となった。

有配当契約の会計処理

2014年5月に開催された教育セッションにおいて、IASBは（基礎となる項目の識別に依拠する会計処理を生じさせることとなる）有配当契約に対する2つの適用案を議論した。これらの適用案とは、基礎となる項目の保険者持分に係るCSMを通じた会計処理、および純損益で貨幣の時間価値を表示するための簿価利回りアプローチの使用である。

基礎となる項目の保険者持分に係るCSMを通じた会計処理

IASBは、基礎となる項目の保険者持分が、黙示的に資産管理手数料を表していることに基づいて、基礎となる項目の保険者持分を調整すべきという、新基準書における保険者に対する要求事項の導入を将来の会議で検討することに暫定的に合意した。黙示的な管理手数料は、以下のすべてに該当する場合にのみ存在すると考えるべきである。

- 保険契約者に渡されるリターンが、保険者が基礎となる項目を保有することを要求されているかどうかに関わらず、保険者が保有する基礎となる項目から生じる。
- 保険者が保持しなければならない最低金額がある。
- 保険契約者が基礎となる項目からのリターン全体の重要な持分を受取る。

純損益で貨幣の時間価値を表示するための簿価利回りアプローチ

IASBは、簿価利回りアプローチが、貨幣の時間価値（例えば、割引の巻戻し効果（the effect of unwinding the discount））を一部は純損益に、残りの部分はOCIに表示して認識する際に用いる割引率の決定に関連していることから、簿価利回りアプローチの仕組みについて議論した。

このアプローチでは、簿価利回りカーブは以下に基づいて各報告期間の末日に算定される。

- (a) 報告日時点で保有している基礎となる項目、およびそれら基礎となる項目の売却または認識の中止が予想される期間までの会計処理
- (b) これらの項目が売却または認識が中止された後の期間に関しては、報告期間の末日における市場の情報に基づく将来における再投資の仮定

簿価利回りアプローチを適用するのが適切な場合

IASBは将来の会議にて、保険者が純損益に表示する金利費用を算定するために簿価利回りアプローチを適用することを要求することを検討することを暫定的に合意した。簿価利回りアプローチは、以下の要件がともに充足される場合にのみ適用されるべきである。

- (a) 保険契約者に渡されるリターンは、保険者が基礎となる項目を保有することを要求されているか否かまたは企業が保険契約者への支払いに対して裁量権を有しているか否かに関係なく、保険者が保有する基礎となる項目から生じる。
- (b) 保険契約者が基礎となる項目からのリターン全体に対する重要な持分を受取る。

2014年5月21日開催のIASB会議における暫定決定事項 契約上のサービス・マージンの配分のパターン

2013年EDの32項は「企業は、残存する契約上のサービス・マージンをカバー期間にわたり純損益に認識しなければならない。これは、契約に基づき提供されるサービスの残りの移転を最も適切に反映する規則的な方法で行う。」と定めている。

IASBは、残存するCSMを、保険サービスの提供を反映する規則的な方法で純損益に認識するべきであるという2013年EDにおけるIASBの提案を暫定的に確認した。

IASBは、無配当契約のCSMに係る適切な配分のパターンに関する追加的なガイダンスを提供することに暫定的に合意した。IASBは、無配当契約について、CSMが表すサービスとは、時の経過を基礎として提供される保険契約カバーであり、有効な契約の予想件数を反映することに暫定的に合意した。

固定料金のサービス契約

サービスを提供することを主要な目的とし、2013年EDの7項(e)に規定されるすべての要件を充足する固定料金のサービス契約は、保険基準案の要求事項の範囲から除外され、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づいて会計処理される。

2013年EDの7項(e)は、以下の条件を規定している。

- 「(i) 企業が個々の顧客に関連したリスクの評価を当該顧客との契約の価格の設定に反映していないこと
- (ii) 当該契約が顧客への補償を現金支払ではなくサービスの提供により行うこと
- (iii) 契約により移転される保険リスクが主として顧客によるサービスの利用から生じること」

IASBは、企業が2013年EDの7項(e)に定められたすべての要件を充足する固定料金のサービス契約に対し、IFRS第15号を適用することを認めるが要求しないことを暫定的に決定した。

重要な保険リスク

2013年EDのB19項は「商業実態のあるシナリオの中に、発行者が支払う正味キャッシュ・アウトフローの現在価値が保険料の現在価値を上回るものがない場合には、契約は保険リスクを移転しない。」と定めている。

IASBは、2013年EDのB19項に定められたガイダンスについて、重要な保険リスクは、保険者が現在価値ベースで損失を被る可能性がある場合にのみ発生することを明確化することを暫定的に決定した。

ポートフォリオ移転または企業結合を通じて取得した保険契約

2013年EDの43項から45項は、ポートフォリオ移転または企業結合を通じて取得した保険契約の会計処理について定めている。

2013年EDの他の要求事項も、2013年EDの46項に定められており、ポートフォリオ移転または企業結合を通じて取得した保険契約に適用される。

IASBは、2013年EDの43項から45項の要求事項を修正し、ポートフォリオ移転または企業結合を通じて取得した保険契約は、あたかもポートフォリオ移転または企業結合の日に企業によって発行されたかのように会計処理すべきであることを明確化することを暫定的に決定した。

2014年4月25日開催のIASB会議における暫定決定事項

保険契約収益は、将来カバーに関連するキャッシュ・フローのリスク調整の変動、CSMの解放額、および当期に予想される保険金請求および給付金の合計として算出される。当該収益は、保険契約カバーおよび他のサービスを提供するという義務の履行の進捗を反映し、カバー期間にわたり認識される。

区別できるとみなされず、したがって保険契約からアンバンドルされない投資要素は分解され、保険収益および費用の金額から除外される。

区別できない預り金要素を分解した後の、当期発生した実際の保険金請求、給付金および費用は、保険費用の項目に表示される。

保険収益および費用の表示

IASBは、一般的に理解されている収益の考え方と整合しない情報である場合、企業が包括利益計算書に保険料の情報を表示することを禁止することを暫定的に決定した。

IASBはまた、2013年EDで提案されたとおり、企業が包括利益計算書にて保険契約収益を表示することを要求することを暫定的に決定した。

IASBは、ボリューム情報 (volume information) に関して要求される開示についての提案を暫定的に確認した。それらの提案とは、以下のものである。

- 保険契約資産または負債の内訳項目を区別して期首残高と期末残高を調整する調整表
- 当期に受取った保険料から当期の保険契約収益への調整表
- 当期に認識した保険契約収益を算出する際に用いたインプット
- 当期に当初認識した保険契約が、財政状態計算書に認識される金額に与える影響

コメント募集の対象外とされていた論点に関するプロジェクト計画

IASBは、将来の会議にて、コメント・レターで提起された以下のコメント募集の対象外とされていた論点を検討することを暫定的に決定した。

- 固定料金のサービス契約
- 重要な保険リスクのガイダンス
- ポートフォリオの定義および会計単位
- 長期契約の割引率および観察可能でない市場データ
- 再保険契約の非対称な取扱い
- ポートフォリオ移転または企業結合を通じて取得した契約の認識
- 契約上のサービス・マージンの配分のパターン

IASBは、上記に挙げた論点以外の、コメント・レターで提起された他のコメント募集の対象外とされていた論点については検討しないことを暫定的に決定した。

2014年3月18日開催のIASB会議における暫定決定事項

CSMのアンロック

IASBは、CSMが負の値とならないことを条件に、開始後CSMを将来のカバーおよび／または将来のサービスに関連するキャッシュ・フローの現在価値の現在と従前の見積りの差額に関して調整すべきであるという、2013年EDの提案を暫定的に確認した。

IASBはまた、将来のカバーおよび他の将来のサービスに関連しないキャッシュ・フロー (例えば、発生保険金の見積りの変更) の現在価値の現在と従前の見積りの差額は、直ちに純損益に認識されるべきであるという2013年EDの提案を暫定的に確認した。

以前に認識した損失の取扱い

IASBは、保険契約のポートフォリオが不利と考えられていた (すなわち、確率加重したキャッシュ・アウトフローの現在価値にリスク調整を加えたものがキャッシュ・インフローを超過する) ため、以前に損失を純損益に認識した後に生じる、将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りの有利な変動は、将来におけるカバーや他のサービスに関連する損失を戻し入れる範囲で、純損益に認識すべきであることを暫定的に決定した。これまで純損益に認識された損失を超過するキャッシュ・フローの見積りの有利な変動は、保険ポートフォリオ負債 (the insurance portfolio liability) のCSMの構成要素を再構築することとなる。

リスク調整の変動に係るCSMのアンロック

IASBは、CSMが負の値とならないことを条件に、将来期間のカバーおよび他のサービスに関連するリスク調整の現在と従前の見積りの差異は、CSMを調整すべきであることを暫定的に決定した。したがって、当期以前に提供されたカバーおよびサービスに関連するリスク調整の変動は、純損益に認識しなければならない。

割引率の変動の影響を表示するためのOCIの使用

IASBは、ポートフォリオ単位での会計方針の選択肢として、割引率の変動の影響を純損益またはOCIに表示するというオプションを保険者に提供することを暫定的に決定した。

IASBスタッフは、保険者が類似のポートフォリオのグループに同じ会計方針を一貫して適用することを確保するガイダンスを開発すること、およびIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に基づき、保険者が会計方針の事後的な変更を行うことができる場合に関するガイダンスを開発することを要請されていた。

IASBは、保険者が割引率の変動の影響をOCIに表示することを選択した場合、保険者は以下を認識すべきであると暫定的に決定した。

- 純損益において、契約の当初認識時に適用した割引率(「ロックイン割引率」)を用いて算定した金利費用
- その他の包括利益において、報告日に適用した割引率を用いて測定した保険契約の帳簿価額とロックイン割引率を用いて測定した保険契約の帳簿価額との差額

これらの決定は、「保険契約から生じるキャッシュ・フローの金額、時期、または不確実性が、全体的または部分的に基礎となる項目からのリターンに依拠している」場合以外の保険契約に関して暫定的に下されたものである。これらの契約はしばしば有配当契約と呼ばれる。

IASBは、将来の会議において有配当契約に関する再審議が完了した際、当該決定を再検討する予定である。

開示—OCIによる解決策

IASBは、利用者が金利費用および割引率の変動がどのように認識されているのかを理解するために、追加的な開示が必要と考えられると暫定的に決定した。

追加的な開示は、以下の金額に分解された包括利益合計額に含まれる金利費用の合計額についての分析を開示することを保険者に要求することとなる。

- 現在の割引率を用いて算定した金利の発生金額
- 当期の割引率の変動の保険負債への影響
- ロックイン割引率と現在の割引率のそれぞれを用いて測定した報告期間のCSMを調整する期待キャッシュ・フローの変動の現在価値の差額

IASBは、割引率の変動の影響をOCIに表示する保険契約のポートフォリオに関する追加的な開示を行うよう保険者に要求することを暫定的に決定した。包括利益合計額に含まれる金利費用の合計額の分析は、最低限以下に分解される。

- 当期の純損益で報告されるロックイン割引率での金利の発生金額
- 当期のOCIの変動

欧州CFOフォーラムによる代替モデル案：有配当契約に係る会計処理

代替モデルの主要な原則

有配当契約に係る代替的会計モデルは、以下に列挙された特定の原則を用いて開発された。

1. すべてのタイプの有配当契約に適用可能な会計モデル

代替的会計モデルは、「ミラーリング」アプローチと比べて適用範囲がより広い。これは、本モデルが有配当契約の一部だけでなく、すべての有配当契約に対して適用されるよう設計されているからである。それに対して、2013年EDで提案された「ミラーリング」アプローチは、保険者が保険契約者に支払うべき給付金のレベルに影響する基礎となる項目を（契約上または法定の義務により）保有することを要求しており、この基礎となる項目からのリターンに対する連動が契約条件の一部である有配当契約にのみ適用される。

2. すべての保険契約に単一の測定基礎

代替的会計モデルは、無配当契約に係る一般的なビルディング・ブロック・アプローチに従うこととなり、しがたって「ミラーリング」アプローチで要求されるキャッシュ・フローを分離するという要求事項は削除されている。また、オプションおよび保証は、（例えば、3つ目の原則で説明されているとおり、CSMのアンロックに関連する限りにおいて）契約の他の要素と類似した方法で取り扱われることとなる。

3. 契約上のサービス・マージンの完全なアンロック

有配当契約に関して、CSMは、財務上および非財務上の仮定の変動に関してアンロックされる。したがって、予想される再投資を含む基礎となる項目からのリターンの保険契約者持分についての、保険契約者への予測される将来の配分の見積りの変動の影響を含むこととなる。

有配当契約に関して完全なCSMのアンロックを認めることは、当初認識時および事後測定時の両方のCSMの測定に整合性をもたらすこととなる。

CSMは、負の値になり得ない。CSMを超過する金融および非金融の仮定の変更は、直ちに純損益に認識されることとなる。

4. サービスの提供に従った契約の履行に基づく収益の認識

2013年EDの提案と一貫して、CSMは、保険契約に基づき提供されるサービスの残りの移転を最も適切に反映する規則的な方法で、カバー期間にわたって純損益に認識される。有配当契約に関して、保険者により保険契約者に提供されるサービスには、保険カバーの提供、契約の管理、および基礎となる項目の管理に関するサービスの提供が含まれる。

代替的モデルに基づくCSMの解放パターンの算定の際は、原則主義のアプローチに従うこととなる。保険者は、提供されるサービスのパターンを最も適切に反映するCSMの解放額の決定要因を、契約の開始時点で決定する必要がある。しかしながら、どの決定要因が基礎として用いられるかに関わらず、CSMは保険契約の契約期間の最後に完全に純損益に解放されることが要求される。

5. 金利費用を純損益に表示するために用いる割引率を、純損益で計上される保険契約負債に対応する資産の投資リターンと整合的に決定

当期簿価利回りアプローチ算定のステップ：

- ポートフォリオに対応する基礎となる資産を識別する
- これらの基礎となる項目に関する会計上のリターンまたは簿価利回りの基礎を決定する
- 有配当契約の予測されるキャッシュ・フローの期間をカバーする各報告日における簿価利回りに基づくイールド・カーブを作成する
- 保険負債とこれらの負債に対応する資産とのデュレーションのミスマッチに対応する予想される再投資を織り込むようにイールド・カーブを調整する

6. FVOCIおよびFVTPLいずれの適用も会計方針の選択肢として利用可能

これは、IASBが2014年3月18日の会議で暫定的に決定した、割引率の変動の影響を表示する際に、無配当契約に関して提供された会計方針の選択肢と整合的である。

2013年EDの概要

定義および範囲

保険契約は、「一方の当事者（発行者）が、他方の当事者（保険契約者）から、所定の不確実な将来事象が保険契約者に不利な影響を与えた場合に保険契約者に補償することに同意することにより、重要な保険リスクを引き受ける契約」と定義されている。

企業は本基準を、発行する保険契約、保有する再保険契約、および発行する裁量権のある有配当性を有する投資契約（企業が保険契約も発行する場合）に適用する。

以下の契約は2013年EDの対象外とされている。

- 製造業者、販売業者または小売業者が直接発行する製品保証
- 従業員給付制度に基づく事業主の資産および負債ならびに確定給付退職制度が報告する退職給付債務
- 契約上の権利または契約上の義務のうち、非金融項目の将来の使用または使用权を条件とするもの
- リースに組み込まれた残価保証、および、製造業者、販売業者または小売業者が提供する残価保証
- 特定の条件を満たす固定料金のサービス契約
- 保険者が明示的に保険契約とみなしていない金融保証契約
- 企業結合で支払うかまたは受け取る条件付対価
- 企業が保険契約者である保険契約、ただし、当該契約が再保険契約である場合を除く

アンバンドリング

認識および測定に関して、保険契約の構成要素は、当該契約の他の構成要素から独立して機能する場合、アンバンドルされるべきである。ある構成要素は、保険契約の他の構成要素と相互に著しく依存していない場合、独立して機能している。保険者は、契約で特定された保険カバーに密接に関連しない、以下の契約の構成要素をアンバンドルしなければならない。

- 投資要素—同等の条件を有する契約が、同一の市場または法域で、保険者または他の企業によって、販売されている、または販売できる場合
- 組込デリバティブ—既存の分離ガイダンスに基づき分離される場合
- 財またはサービスを提供する履行義務—保険者または他の企業が通常、同一の市場または法域で当該財またはサービスを別個に販売している場合、または保険契約者が当該財またはサービスから、それ単独でまたは保険契約者が容易に利用可能な他の資源と一緒にして、便益を受けることができる場合

認識

保険者は、以下のうち最も早い日から、保険契約を認識する。

- (a) カバー期間の開始時
- (b) 保険契約者からの最初の支払の期限が到来した日
- (c) 当該契約が属することとなる保険契約ポートフォリオが不利となった日（該当がある場合）

測定

保険者は、ビルディング・ブロック・アプローチ（「BBA」）に従って保険契約を測定し、保険負債はすべて現在の見積りに基づく明示的な構成要素により報告されることとなる。BAAの要素となるビルディング・ブロックには以下が含まれる。

- 貨幣の時間価値に関して割り引いたキャッシュ・フローの偏りのない確率加重した見積り
- 将来キャッシュ・フローの金額および時期に関する不確実性の影響を測定するリスク調整
- 契約における未稼得の利益を表し、保険者が契約に基づく義務を履行するにつれて収益を通じて解放されるCSM

保険契約のカバー期間が12ヶ月より短い場合、またはカバー期間が12ヶ月を超える場合にはキャッシュ・フローの重要な変動可能性がないことについて一定のテストをパスする場合、当該保険契約の保険金請求発生前の負債に関して、保険者は、保険料配分アプローチ（「PAA」）を用いることでBBAの合理的な近似がもたらされることを条件に、BBAの代理数値としてPAAを用いることが認められている。

キャッシュ・フローの見積り

保険契約のポートフォリオの測定は、契約ポートフォリオの履行に直接関連するすべてのキャッシュ・フローの、現在の、偏りのない、確率加重された現在価値を含むべきである。キャッシュ・フローの見積りは、割引率およびリスク調整とは明示的に区別しなければならない。関連する市場変数の見積りが観察可能な市場価格と矛盾しない場合（例えば、資産に関連する保険給付金のキャッシュ・フローの算定に用いられる資産の市場価格）、当該金額はキャッシュ・フローおよび確率についての保険者自身の見積りに基づく。加えて、見積りは、全ての利用可能な情報を反映し、ポートフォリオ内の各契約の境界線内のすべてのキャッシュ・フローに関連していなければならない。

保険者は、契約を履行するのに必要なコストのうち、契約に直接関連するすべてのコスト（直接コスト）、および契約または契約活動に関連するコスト（間接コスト）の規則的な配分額を含めるべきである。

割引率

割引率は、保険契約負債のキャッシュ・フローの特性、例えば、時期、通貨および流動性を反映し、また、保険契約負債に関連性のない要因、例えば、保険者自身の信用リスクを除外すべきである。

割引率算出のためのアプローチ

割引率を算出する際の以下の2つのアプローチが2013年EDの適用ガイダンスの中で提供されている。

- (a) トップダウン・アプローチ—適切なイールド・カーブは、現在の市場情報に基づき算定され、また、保険者が保有する実際の資産を反映すること、または、観察可能な市場価格に影響するが保険契約のキャッシュ・フローに関連性のない影響または要因に関して調整後の参照資産ポートフォリオに基づくことが可能である。これらには、例えば、(i) 参照資産ポートフォリオのキャッシュ・フローと負債のキャッシュ・フローとのデュレーション・ミスマッチ、(ii) 市場リスク・プレミアム、および(iii) 信用リスクが含まれる。
- (b) ボトムアップ・アプローチ—割引率は、保険契約の流動性特性に関して調整後のリスクフリーのイールド・カーブとして算定される。

契約上のサービス・マージン

当初認識時において、CSMは履行キャッシュ・フローおよびカバー期間前のキャッシュ・フローの合計額と同額かつ反対方向の金額として算出される。

事後において、CSMIは、保険契約に基づいて提供されるサービスの残りの移転を最も適切に反映する規則的な方法で、カバー期間にわたり純損益を通じて認識され、CSMが負の値とならないことを条件に、将来のカバーおよび/または将来のサービスに関連するキャッシュ・フローの現在価値の当期および前期の見積りの差異に関して調整される。

新契約費

直課可能な新契約費は保険契約のキャッシュ・フローの一部を形成し、その帰属（attribution）は、個々の契約レベルではなくポートフォリオ単位で行われる。

契約において基礎となる項目との連動を定める契約から生じるキャッシュ・フローの測定および表示

例えば有配当契約といった、契約において基礎となる項目との連動を定める契約に関して、保険者は、契約の境界線内のキャッシュ・フローを分解し、キャッシュ・フローの性質によって、2013年EDに定められた会計処理を適用しなければならない。

基礎となる項目に直接対応して変動する契約上のキャッシュ・フローについては、資産の帳簿価額を参照して測定し、表示する。

基礎となる項目に間接的に対応して変動する契約上のキャッシュ・フローについては、一般的なBBAに基づき測定し、現在の割引率で割り引く。金利に関連した変動は、常に純損益に認識される。契約上のキャッシュ・フローのうちこの部分に関連する将来キャッシュ・フローの変動は、CSMをアンロックせず、常に純損益に認識される。

基礎となる項目に対応して変動しない契約上のキャッシュ・フローについては、CSMをアンロックすることを含め、一般的なBBAに基づき測定される。

無配当契約における資産依存のキャッシュ・フロー

キャッシュ・フローが基礎となる項目からのリターンに直接対応して変動するが、保険者が基礎となる項目を保有することを契約上要求しない保険契約に関して、保険者は契約上のキャッシュ・フローを分解することを要求されない。代わりに保険者は、契約全体をBBAに基づき会計処理することを要求される。使用される割引率は、基礎となる項目のリターンに対するキャッシュ・フローの依存関係を反映すべきである。保険者は、予想の更新に基づき基礎となる項目のリターンの変動が契約から生じるキャッシュ・フローの金額に影響を与える場合、割引率を改定することが求められる。改定された割引率と財政状態計算書上の保険負債の測定に使われる現在の割引率との差異は、OCIで会計処理される。

保有している再保険契約

保有している再保険契約の認識の時点は、再保険契約が基礎となる契約のポートフォリオの損失総額についてカバーを提供している場合にはカバー期間の開始時から、また、他のすべての場合には基礎となる契約を認識した時点である。

保有している再保険契約は、BBAを用いて測定される。保険契約同様に、カバー期間においてPAAがBBAの合理的な近似である場合にのみ、PAAを適用することができる。

再保険契約に係る履行キャッシュ・フローを算定する際、使用する仮定は、基礎となる保険契約に対して使用されたものと整合的であり、発行者の不履行リスクを反映する必要がある。

リスク調整は、再保険契約の保有者(出再者)が移転しようとしているリスクを表し、したがって、再保険が付された保険契約のリスク調整を参照して測定しなければならない。

CSMは、再保険者に支払うべき再保険料に対して調整され、結果として再保険契約の当初認識時における出再者にとっての初日の利得はなくなる。このCSMは再保険資産を減少させ、出再者の購入した再保険カバーの受領に基づき、収益として認識される。

加えて、購入前に発生した事象に関するものを除く再保険(すなわち、未経過の保険契約カバーに対して購入された再保険)に関してのみ、出再者は、支払うべき再保険料が回収の見込みより高い場合、初日の損失を認識しない。代わりに出再者は、再保険カバー期間にわたり再保険資産のうちこのCSMの要素を償却する。他のすべての場合には、当該差異は再保険契約の購入時に初日の損失として認識される。

条件変更および認識の中止

保険契約の新基準書または他の適用可能な基準に従い、保険契約における以下の条件変更は重要と考えられ、既存契約の認識の中止と修正後の条件に基づく新たな契約の認識を生じさせる。

- (a) 条件変更後の契約が、保険契約基準書の適用範囲外となる場合
- (b) 条件変更後の契約が開始時に締結されていた場合には、異なるポートフォリオに含まれることとなっていた場合
- (c) 条件変更後の契約が、PAAを適用するのにもはや適格ではない場合

追加的な給付を生じさせる条件変更に関して、新たな契約は追加的な給付に関してのみ認識され、CSMは追加で受領した保険料を参照して算定される。

条件変更が、給付の削減を生じさせる場合、契約のうち給付の削減に関連する部分の認識の中止を行う。

給付水準に影響を与えないキャッシュ・フローの変動は、キャッシュ・フローの見積りの変更として会計処理される。

表示**財政状態計算書**

保険者は、資産ポジションにある保険契約ポートフォリオを、負債ポジションにある保険契約ポートフォリオと区別して表示しなければならない。同様に保険者は、再保険契約資産を再保険契約負債と区別して表示しなければならない。

包括利益計算書

包括利益の構成要素は、2013年ED1に定められている。

保険者が、(a)再保険契約から生じる収益または費用を、保険契約から生じる費用または収益と相殺すること、および、(b)基礎となる項目から生じる収益または費用を、保険契約から生じる費用または収益と相殺することは認められていない。

開示

要求される重要な開示は、財務諸表に認識されている金額、行った重要な判断、および保険契約から生じるリスクの性質および程度の説明を含む。

認識された金額に関連する開示は、将来キャッシュ・フローの期待現在価値、当期のリスクの変動、CSMの変動、および当期締結された新たな契約の影響を含む。

保険者は、行った重要な判断に関する情報を開示しなければならない。特に企業は、インプットを見積るために用いたプロセスおよび使用した手法、手法の変更による影響、使用したインプット、ならびに変更理由の説明と影響を受けた契約のタイプの識別の開示を要求される。

リスクに関する開示は、保険契約から生じるリスクの性質および程度、再保険および有配当性から生じるリスク軽減の程度、ならびに、信用、市場および流動性リスクに対するエクスポージャーに関する定量的情報を含む。

経過措置に対するアプローチ

保険者は、基準を遡及的に適用し、客観的なデータを最大限使用しなければならない。

2013年EDは、遡及適用が実務上不可能とみなされる場合に、保険者に対して以下の実務上の便法を提供している。

当初認識時の期待キャッシュ・フロー

当初認識時の期待キャッシュ・フローの算定の際、保険者は、当初認識の日においてその後のすべてのキャッシュ・フローの変動が事前に判明していると仮定し、事後的判断の恩恵を用いて前期を修正再表示する。

開始時の割引率

遡及的なロックイン割引率の算定は、移行日以前の少なくとも3年間の、基準に従って適用されたであろうイールド・カーブに近似した観察可能なイールド・カーブがあるかどうかによる。そのような利率がある場合、保険者は当該観察可能なイールド・カーブを使用しなければならない。市場の観察可能なイールド・カーブがない場合、割引率は最も近い市場の観察可能なイールド・カーブを使用して算定することが可能である。同一の市場の観察可能な参照点は、遡及期間における各期間のロックイン割引イールド・カーブ (the locked-in discount yield curve) を算定する際に使用されなければならない。上記で算定されたイールド・カーブは、割引率の巻戻し (the accretion of the discount rates) に係る金利の認識に使用される。移行時点で算定されたこれらのイールド・カーブと割引率イールド・カーブ (the discount rate yield curve) の差異の累積的影響額は、保険者がOCIによる解決策を使用すると選択したすべてのポートフォリオに関して、その他の包括利益累計額に認識される。

リスク調整

保険者は、当初認識時に算定されたリスク調整は、移行日に算定されたリスク調整と同一であると仮定することが可能である。

契約上のサービス・マージン

移行日における残存カバーを有する契約に関して、保険者は将来カバーおよび／または将来サービスに関連するCSMの部分を算定し、差額を利益剰余金に認識することとなる。

検討事項

- 保険者は、長期かつ複雑となる可能性の高い適用作業に向けた準備をすべきである。新基準書の強制適用を2021年1月1日以後開始する事業年度としたIASBの決定は、本基準書の適用により保険業界にかかると予想される負荷を示唆する指標の1つである。
- 保険者は、現在の数理システムおよび会計システムが、保険契約基準の新たなデータおよび測定に係る要求事項に対処するために機能を向上できるだけの柔軟性を有しているかについて評価すべきである。
- その他、移行プロセスおよび「平常通りの業務」の維持の両者を成し遂げるのに十分な人員資源を有しているかについて保険者は検討すべきである。
- 保険契約者、アナリスト、投資家、規制機関、および債権者のようなさまざまな関係者は、新たな基準の影響について、教育を受ける必要がある。
- 保険契約の新基準書の適用と平行して、保険者は、2014年以降に公表済で未発効の他の主要な基準についても、明確な適用計画を立てている必要がある。それらの基準とは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2018年1月1日以後開始する事業年度から適用)、IFRS第16号「リース」(2019年1月1日以後開始する事業年度から適用)、そして特に2018年1月1日以後開始する事業年度から適用となるIFRS第9号「金融商品」である(保険者が支配的な保険活動を有しているという要件を満たしており、2021年1月1日以後開始する事業年度まで適用を延期するオプションを有する場合を除く)。

次のステップ

IASBは、保険契約プロジェクトに関してさらなる会議は予定しておらず、新基準(IFRS第17号「保険契約」として公表予定)は2017年上半期(最新のIASBの作業計画では5月)に公表される見込みである。目標通り公表された場合、IASBは、IFRS第17号を2021年1月1日以後開始する事業年度に適用することを全会一致で合意した。

IFRS第17号の新たな要求事項に関する議論の促進および円滑な適用の支援に従事する、移行リソース・グループの設置について、複数の利害関係者との議論がなされたが、その構成に関して、現段階で何ら決定事項はない。

Deloitte.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.co.uk/about for a detailed description of the legal structure of DTTL and its member firms.

Deloitte LLP is the United Kingdom member firm of DTTL.

This publication has been written in general terms and therefore cannot be relied on to cover specific situations; application of the principles set out will depend upon the particular circumstances involved and we recommend that you obtain professional advice before acting or refraining from acting on any of the contents of this publication. Deloitte LLP would be pleased to advise readers on how to apply the principles set out in this publication to their specific circumstances. Deloitte LLP accepts no duty of care or liability for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication.

© 2017 Deloitte LLP. All rights reserved.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 2 New Street Square, London EC4A 3BZ, United Kingdom. Tel: +44 (0) 20 7936 3000
Fax: +44 (0) 20 7583 1198.

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC